

# 大日本地震史料

卷之七

自延寶元年  
至寶永四年

延寶元年六月十五日癸丑、京都地震フ、

〔續史愚抄〕

延寶元年六月十五日癸丑、月蝕、寅刻地動、番衆所記、

同二年七月八日庚午、江戸地震フ、

〔延寶錄〕

延寶二年七月八日、曇、今日地震ニ付、爲伺御機嫌、御三人方

方使者被差上之、

同三年十二月二日乙卯、佐渡國地震フ、

〔佐渡年代記〕

延寶三年十二月二日、未刻地震、

同四年六月二日癸丑、石見國地大ニ震ヒ、津和野

城城壁崩レ、市街村落、家潰レ人死ス、

〔堯恕法親王記〕

延寶四年六月廿八日、傳聞、今月二日、石見國大地震、近國准

之、

〔承寬襍錄〕

延寶四年六月二日、石州津和野龜井能登守殿領分大地震、本  
九二三丸家中町在々悉潰崩、死亡甚多、長州境迄八里如右、

〔同書〕

六月二日、石州津和野大地震、家數百三十軒倒、死亡人、怪我  
人三十五人、

〔萬天日錄〕

延寶四年六月二日ニ、龜井能登守城下石州津和野大地震、所  
所破損、左ノ如ク、

居屋敷多門藏石垣、塀六七間ホド宛崩ル、多門ハ七所傾  
ク、川筋ノ石垣五百三十二間崩ル、

家中侍屋敷ノ石垣塀、大分破損、

町中家藏、大分破損、

家數都テ百三十三軒倒ル、内十六ハ土藏ナリ、

田畑五十間ホド或ハ潰付込、或ハ水除崩ルナリ、

堤三ヶ所損ス、

潰ヌケ、九十二ヶ所、

溝土手除トモニ九百三十六間崩ル、

大釜八百二十一破ル、

死人七人、内男五人、女二人、

震災豫防調査報告第四十六號

甲

怪我シタルモノ三十五人、内男二十四人、女十一人、

牛五疋、内三疋ハ死シ、二疋ハケガ、

右石州津和野城下ヨリ、西北ハ海手長門國堺マデ八里餘、東  
ヘハ廿一里ホドユリケル由、注進、

〔龜井家譜〕

茲政

延寶四年丙辰六月二日、津和野領内大地震、城府及近村爲大  
破、故達幕府、

同五年三月十二日戊子、陸中國南部、地大ニ震ヒ、

大鎚浦、宮古浦、鉾ヶ崎浦等、海嘯暴溢シ、家ヲ破  
レリ、

〔延寶日記〕

延寶五年三月廿四日曇、南部領地震付而、自大膳大夫注進之  
趣被差上之、

一私領内去十二日之戌刻より地震、同夜中廿四五度、其内強  
地震、戌之刻、寅之刻兩度、同十三日巳刻強ゆり申候、同十  
五日迄晝夜度々地震仕候、然共十二日之夜ほとは無御坐  
候、城廻破損も無御坐由、申越候事、

一大鎚浦と申所、十二日之夜大地震仕、子刻、浦より四五町  
程間御坐候在家に潮あび、六十軒程有之家、廿軒餘り汐押

込破損仕候、人馬は波より以前、山々に逃げ上り、十三日  
之朝迄、山に罷在候由、申越候事、

一宮古浦、同十二日之戌刻より十三日之朝迄地震九度、同子

丑刻迄大波三度上り申候、同所鉾ヶ崎浦と申所之在家、少

少浪にとられ、相殘家共損申之内、然共浪より以前、人馬

山に逃あがり無恙之由、此外浦々遠所は、いまだ様子不申

越候、以上、

三月廿四日

○聽訴秘録同ジ、

〔承寛襍録〕

延寶五年己三月十二日、南部地震津浪、在家二十軒流ル、

同六年一月一日壬寅、陸中國鹿角郡水澤村傍近

ノ山、鳴動シテ地震フ、明日、反瀧ノ地陷落シ、白

土ヲ噴出セリ、

〔承寛襍録〕

延寶六年正月元日、南部大膳大夫領内鹿角郡の内水澤村在

家の南陽の山の方、元日朝夥敷鳴り地震す、二日の七時分、

秋田境山の近所、南部領そり瀧と云所、新に穴出來、穴廣サ

竪十七八間、横十五間程にみゆ、そりたきの近所、北山二ツ

谷へ白土をねりたる様成物厚サ一尺二寸許打つけ申候、是

は右の穴より吹出したると也、水澤よりそり瀧へ一里程有  
之と也、

八月十七日乙酉、江戸地震稍強シ、

〔堯恕法親王記〕

延寶六年八月廿四日、傳聞、去十七日夜、江戸大地震云々、

〔御徒方萬年記〕

延寶六年八月十七日、地震ニ付、上野御宮御佛殿寶樹院様共  
三ヶ所、増上寺御佛殿崇源院様御廟共三ヶ所破損仕候哉と、  
御使加番所方御徒之衆二人宛、兩所に見分ニ、惣十郎申渡  
遣、則見分之趣、彦坂源兵衛迄申上候、

〔慶延略記〕

延寶六年八月十七日、夜五時地震、三十年以來大地震、雨降、  
大小名登城、

〔萬天日錄〕

延寶六年八月十七日、江府甚ダ地震、

天和元年八月二日壬午、江戸地震フ、

〔常憲院實紀〕

天和元年八月二日地震あり、四品以上、使もて御けしきを伺  
ふ、日  
記、

〔甘露叢〕

延寶九年酉八月二日、

一地震ニ就テ、爲伺御機嫌、三家ノ御方并四品以上ノ面々ヨ  
リ使者上ル、

同二年一月二日辛亥、京都地震フ、

〔百弋錄〕

天和二年正月二日、地震、

〔續史愚抄〕

天和二年正月二日辛亥、地動、永貞  
卿記、

十月十三日丁亥、京都地震フ、

〔續史愚抄〕

十月十三日丁亥、地震、番衆  
所記、

同三年四月五日丁丑、下野國日光山近傍、地強ク

震フ、

〔續史愚抄〕

天和三年四月五日丁丑、下野日光山邊大地震、皇年代私記、  
年代略記、

〔憲廟實錄〕

天和三年四月五日、日光山地震甚シ、

〔常憲院實紀〕

天和三年四月五日、日光山大に地震す、日記、憲  
廟實錄、

〔皇年代私記〕

天和三年、日光山大地震、

〔近世東西略史〕

天和三年四月五日、野州日光山大地震、

五月十七日戊午、日光山地震フ、明日又震フ、

〔萬天日録〕

天和三年五月廿二日、去十七日、日光山地震ニ付、從御三人

方使者被差上之、

同斷ニ付、高家衆御詰衆御役人ノ面々、爲伺御機嫌登城、

〔憲廟實録〕

五月十七日、日光山地震、

〔常憲院實紀〕

五月十九日、この十七日、日光山地震の聞えあれば、かの地

の目付有馬宮内則政に、御宮堂社巡見すべき旨命せらる、日記

〔萬年記〕

天和三年五月十七日、日光、甚地震、

十八日、日光、地震、

同月二十四日乙丑、日光山地震強ク震ヒ、東照宮奥

院九輪塔、及ビ拜殿、本坊等傾損シ、石壁多ク崩

レタリ、是日、江戸モ亦震ヘリ、

〔萬天日録〕

五月廿五日、日光山、昨廿四日午ノ刻大地震、然共御宮御堂

は無別條、御宮奥院御寶塔相傾、同所御拜殿傾、此外矢來石

垣等、大方崩申候由、駒井次郎左衛門注進之、依之爲見分堀

田對馬守被遣之、則御暇、今晚出足之由、

右地震ニ付、御三人方、甲府殿、並諸大名登城、被謁老中退

去、

右同斷ニ付、番頭物頭役人登城、

〔憲廟實録〕

五月廿三日、辰刻日光山地震、

廿四日、日光山大地震、寶塔並ニ拜殿傾損シ、石垣等崩壞ス、

廿五日、堀田對馬守正英、御使ヲ奉テ日光山ニ赴ク、

〔常憲院實紀〕

五月廿四日、日光山六十餘度地震あり、御宮奥院本地堂九

輪塔、其外石垣石燈等、ことごとく頽壞するよし注進あり、

由て使番保田甚兵衛宗郷を急につかはさる、雁の間詰まう

のぼりて、御けしきうかぶひ、家門並に四品以上は使奉る、

別本萬年記日記

二十五日、昨日また日光山大地震百二十餘度に及び、寶塔傾

頽のよし注進あり、よて少老堀田對馬守正英を急につかは

さる、また群臣まうのぼり、老臣に謁し御けしきを伺ふ、別本萬年  
記、日

〔承寛襟録〕

天和三年五月廿四日、日光大地震、十七日々々度々地震、  
雨降大雷、同廿四日別而強地震、御寶塔九輪落、石垣矢來大  
形崩れ申候、御堂は別條無之、江戸表も廿四日は強き地震に  
て、御城内御築屋廿日(僅カ)許崩れ申候、

〔甘露叢〕

天和三年五月廿三日、去十七日、日光山地震ニ付、御三人方  
ヨリ使者被差上之、高家詰衆御役人等ハ、爲伺御機嫌登城、  
同廿五日、日光山、昨廿四日午之刻大地震、然共御宮御堂ハ  
無別條、御宮奥院御堂堀相傾、同所御拜殿、此外矢來石垣等  
大分觸申候、駒井次郎左衛門注進之、依之爲見分堀田對馬守  
被遣之、御暇、今晚出足ノ由、

大地震ニ付テ、御三人方甲府殿並諸大名登城、謁老中退去、  
番頭物頭役人登城、

閏五月廿七日、日光御修覆被仰付之、以奉書相達之、

役高七萬石

丹羽若狹守

同 五萬石

内藤左京亮

同 三萬石

津輕越中守

右三人ハ御宮並本坊

役高七萬石

眞田伊豆守

同 五萬石

戸澤能登守

右二人ハ御佛殿、並大師堂、

〔萬年記〕

五月廿四日、已刻甚地震、  
廿五日、從日光注進云、昨廿四日自卯刻至午刻、大地震及百  
廿餘度、然而大權現之宮宇無恙、奥院御寶塔破壊、石垣矢來  
等大半崩云々、堀田對馬守赴日光山、今夕發 江戸

〔丹羽家譜〕長次 年譜

天和三年癸亥四月二十日、大猷殿三十三回忌ニ丁リ、將軍東叡  
山ニ詣ス、命ヲ承ケ束帶シテ豫參ス、五月飯邑ス、使者本山  
安英ヲ以テ謝ス、同十七日、廿三日、廿四日、日光山大地震ア  
リ、同廿八日使者味岡道壽繁右衛門ヲ馳セテ候問ス、閏五月廿七  
日日光山宮殿助築ノ命ヲ承ク、眞田信房伊豆守、内藤義槻左京  
戸澤忠義能登守、津輕信政越中守之レヲ同役ス、我家臣江口正倫  
之レガ監督タリ、種橋重章助之之レニ副タリ、岡田貞房長兵衛  
土屋有房甚右衛門、武谷重則五郎太夫之レニ屬ス、七月五日、法令書ヲ  
下附ス、左ノ如シ、

條々、○以下法令  
書ハ略ス、

天和三年

七月十日、使者丹羽重之助九ヲ以テ謝ス、八月、日光山ヲ巡見

セント欲シテ、二本松ヲ發シ、同廿九日、野州芦野ニ投宿ス、

翌曉九月、寅牌近傍、大地震アリ、即チ單騎同所ヲ發シ、太田原

ニ到ル朔日、時ニ日光山新築復々破壊スルノ報ヲ得タリ、先ヅ使

者大谷信二十郎兵衛ヲ日光山ニ、鈴木某九郎右衛門ヲ江城ニ馳セテ候

問ス、翌日九月登山シ、服役ノ臣等ヲ戒嚴ス、同七日、二本松

ニ皈ル、十一月三日、再ビ登山監營ス、同七日、正遷宮式アリ、

士卒ヲ帥ヒテ、石華表ノ左右ヲ警衛ス、同九日、奥院ニ於テ

大法令ヲ執行ス、長次謹拜シ、太刀馬代黃金ヲ供ス、本日、公

役從事ノ陪臣、特命ヲ蒙リ、神廟ヲ拜スルモノ、則チ我臣江

口正倫、内藤義槻ノ臣近藤某惣兵衛、津輕信政ノ臣津輕某玄ナ

リ、翌日、使者星實陳忠兵衛ヲ江城ニ馳セテ、遷宮ヲ賀ス、同十

二日、長次皈邑ス、抑長次今回助築スル所ノ寶塔ハ、寛永十

八年六月、父光重命ニ應ジテ建築スル所ナリ、今茲五月、大

地震アリ、爲メニ破壊ス、是ニ於テ青銅ノ寶塔ヲ改鑄ス、即

チ一品守全法親王、其實塔ニ記ス、其文ニ曰ク、

是歲夏秋之間、東關地大地震、野之下州日光山東照宮石寶

塔差傾矣、玄孫征夷大將軍内大臣源朝臣綱吉公謂曰、有震

裂之憂、以金銅鑄之、則永年而寶塔不壞、靈光無窮、是先世

大猷院殿之遺志也、故命侍臣造替之、奉安置神體、實是厚

繼前志、而顯孝道者也、仰冀、廟塔長久、與天地齊焉、

天和三年次癸亥冬十一月六日

〔佐渡志略〕

天和三癸亥年五月十七日、廿三日、廿七日、日光山地震せし

趣、閏五月朔日、江戸表方申來る、

〔寛政重修諸家譜〕

堀田正英、天和三年五月二十五日、さきに日光山地震せるにより、仰をうけ

て、かの地にいたり、宮殿堂塔を監す、このとき御料の御羽織をたまふ、

保田宗郷、天和三年五月二十四日、昨日地震せるにより、仰をうけたまはり

て、日光山にいたる、

〔萬天日記〕

五月廿九日、松平備前守、保田甚兵衛、山下五郎右衛門、右被爲召之、日光破損

に付、奉行被仰付之旨、於御前被仰出之、

閏五月三日、御大工頭鈴木長兵衛事、日光山へ爲見分可被遣之旨、被仰付之、

四日、日光山へ爲見分可被遣之旨、

大工棟梁

鶴 飛 彈

御被官大工

内山清左衛門

右二人ニ被仰付之、

六日、松平備前守、保田甚兵衛、山下五郎右衛門、右明日日光へ發足之由、

廿一日、松平備前守、保田甚兵衛、山下五郎右衛門右九兩三人、右日光ヨリ歸登城、

廿七日、日光山御修覆被仰付之、

以奉書被仰付之

役高七萬石

丹羽若狹守

内藤左京亮

同 三萬石

右三人ハ御宮并本坊、

同以奉書被仰付之、

役高七萬石

同 五萬石

右二人ハ御佛殿并大師堂、

右老中被傳之、

〔常憲院實記〕

閏五月六日、奏者番松平備前守正信、使番保田甚兵衛宗郷、山下五郎右衛門昌勝、日光山地震の修理奉行命ぜられ、暇給ふ、日

廿七日、日光山修理之助役命ぜらる、本坊は丹羽若狹守長次、内藤左京亮義泰、津輕越中守信政、佛殿大師堂は眞田伊豆守幸道、戸澤能登守正誠なり、日記

六月十二日、日光山修理の間、千人頭二隊づつ火番仕ふまつらしむべしと、鎗奉行に命ぜらる、日記

續編、人見私記、年録

九月一日己巳、日光山又強ク震ヒ、石壁等損ジ、

岩代國境ノ三依川五十里村ノ地、崩レテ川ヲ塞

ギ、貴奴川、稻荷川、水澗レタリ、

〔萬天日録〕

九月二日ニ、日光山一昨夜寅後刻

注進、依之爲見分朽木和泉守○則可被遣之旨被仰渡之、

同日ニ朽木和泉守日光へ被遣付テ、御召之御羽織被下之、

〔丹羽家譜〕

閏五月廿七日、日光山宮殿助築ノ命ヲ承ク、○中八月、日光

山ヲ巡見セント欲シテ二本松ヲ發シ、同廿九日、野州芦野ニ

津輕越中守

眞田伊豆守

戸澤能登守

山ヲ巡見セント欲シテ二本松ヲ發シ、同廿九日、野州芦野ニ

投宿ス、翌曉九月寅牌近傍大地震アリ、即チ單騎同所ヲ發シ、

太田原ニ到ル、時ニ日光山新築復タ破壊スルノ報ヲ得タリ、

○全文ハ五月廿四日

ノ地震ノ條ニ出セリ、

〔續史愚抄〕

九月二日庚午、昨今、下野日光山地震云、本朝年

〔慶安元祿間記〕

天和三年九月十三日、去月廿九日之夜大地震之節、奥州會津

保科肥後守殿御預リ知、(地方)三依川五十里村高百廿石之場、西ノ

方ハ日光御神領高原峠五十里村之川迄崩懸リ、五十里村水

溜出來申候由、右崩懸リ高二丈四五尺、ネハリ四百五六十間

有之由、

〔甘露叢〕

貞享元年九月朔日、卯刻日光大地震、石垣矢來堂塔破壊、佛

像破裂、山崩谷埋、貴奴川稻荷川、水爲之不流、

〔萬年記〕

貞享元年九月朔日、卯刻日光大地震、石垣矢來堂塔破壊、佛

像破裂多、山崩埋谷、貴奴川、稻荷川、水不得流云々、

○甘露叢、萬年記ノ二書、貞享元年ニ係ルハ誤レリ、

貞享元年二月二十四日庚申、京都地震フ、

天和三年 貞享元年

〔百式録〕

貞享元年二月廿四日、未刻地震、

同月十六日壬子、伊豆國大島三原山、火ヲ噴キ、土石崩レテ海ニ入ル、其近傍震動シテ止マズ、延テ是月二十七日ニ及ベリ、

〔甘露叢〕

貞享元年三月十日、伊豆國大島山、自先月十六日至同廿七日燒事夥、土石崩、悉入海中、乍屢焦俄爲長八十餘町之山、燃崩聲如雷、彼島之民家震動、器財破壞云々、

〔近世東西略史〕

貞享元年二月十六日ヨリ、伊豆國大島燒、其響大雷ノ如シ、山中ヨリ峯ニ燒上リ、燒砂海中ニ押流シテ山ニ成レリ、二十一日ニ至テ漸ク燒止、

〔常憲院實記〕

貞享元年二月十六日ヨリ、廿七日まで、伊豆大島の山燒しが、その焦土海に流出で、水面七八町ほど、やまのごとくなれり、このひびきにより、島中民屋の器財、ことごとく壞損せしよし、注進あり、東西略史、國史、

〔慶安元祿間記〕

貞享元年三月八日、豆州大島之山、去月十六日より燒出、同

廿七日迄火留り不申、燒候様子は、山中より峯へやけ上り、蠟のごとく海へ燒流れ、燒土かたまり候所、長さ七八十町程山に成り、横ハ四五町、又は二三町有之由、右燒崩候ひびきにて、大島の在家鍋釜などわれ申候由、御代官

〔伊豆海島風土記〕

大島ハ伊豆國加茂郡下田湊ヨリ卯辰ノ間ニ當リ、海上隔タルヲ十八里、同國河南へハ七里ホド、江戸ヨリハ午未ノ間ニアタリテ、海上四十六里餘アレヒ、ツネニ島行船カヨヒ、交易ノヲ安シ、島ノ地程ハ東西二里半、南北へハ五里餘マタガリ、高山モアレド、ナベテ岨シカラズ、濱邊ハタヘズ浪ノ打洗フユエ、岩石アラハレ出デ、荒磯多シ、略

此島タビノ山ノ燒ルコアリ、今モタビノ煙立、雨夜杯ニハ燃出スユエ、尋ネ行テ見ルニ、三原トイヘル山ノ頂キ、燒割テ、夫ヨリケムリ吹立、折々燒出ルナリ、此外ゴミ澤中澤赤澤トテ深キ谷ナリシガ、三谷共燒埋リ、海へモ燒出、ムカシノ燒盛タル頃ノヤウス年歴ヲモ尋子聞シニ、詳ナル書物ナドモ見ヘザレド、貞享元年ニ燒出、又天和四年ヨリ天和四年ハ即貞享元年ナリ元祿三年マデ燒ワタル、略

〔南方海島志〕

大島、八丈、三宅、上津、青島等、古ヨリ皆山燃有シト云、サレヒ記録ナケレバ、其年代記シガタシ、其燒熾ナル時ハ、大ニヤケ廣マル、或ハ三五年、或七八年、或十餘年、其火ノ初テ發スル處、後ニハ大ナル洞ト爲リ、深サ不可測、大島三宅青島ハ、至于今ヤケテ不止ガレヒ、後ハ洞中バカリヤケルナリ、土人コレヲミホドト云フ、ミハ御、ホハ火、吾邦古者火垂、火日、塵火。火出見ナド即葉ナリトハモトノ上略ニテ原ノ義也、故ニ今ソノ洞ヲ火原洞ト云、即チ所謂火井也、海東諸國記ニ豆州ニ火井一所ヲ載ス、豈此等ヲ傳聞シタルヤ、

五月十七日壬午、京都地震フ、



〔百弑錄〕

五月十七日、從未刻地震、

七月二日丙寅、京都地震フ

〔百弑錄〕

七月二日、巳刻地震、

八月十八日壬子、京部地震フ、

〔百弑錄〕

八月十八日、申刻地震、

十月十五日丁未、京都地震フ、

〔百弑錄〕

十月十五日、未下刻地震、

同二年九月十日丁卯、周防、長門兩國、地震強シ、

〔甘露叢〕

貞享二年九月廿一日、去ル、十日午刻、松平長門守領分大地震、酒甕ユリコボシ、屋根瓦コトゴトク落ち、道路モ泥涌出ト云々、

同月十一日戊辰、京都地震フ、

〔百弑錄〕

九月十一日、申未刻地震、良大也、

十月二十六日癸丑、江戸地震稍、強シ、

〔甘露叢〕

十月廿六日、今朝地震ニ付、爲伺御機嫌、御家門並四品以上大名、使者差上ル、

〔憲廟實錄〕

貞享二年十月廿六日、寅ノ下刻ヨリ卯ノ下刻迄地震、

〔常憲院實記〕

貞享二年十月廿六日寅卯兩刻の間、大地震によて家門並四品以上使もて御けしきうかどはる、日記、

〔百弑錄〕

貞享二年十月廿六日、關東表地震、近年希有強震動、

十二月二十一日丁未、江戸地震フ、

〔常憲院實記〕

十二月廿一日地震す、日記、

同三年五月二十四日丁未、江戸地震フ、

〔貞享日記〕

貞享三年五月廿四日、陰、午刻地震、

〔常憲院實記〕

貞享三年五月廿四日、大に地震するをもて、家門使して御けしきうかどはる、日記、

震災豫防調査會報告第四十六號

甲

八月十六日戊辰、遠江、三河兩國、地強ク震ヒ、荒井驛家、及び田原城樓櫓等頽損セリ、是日、京都モ震ヘリ、

〔百弑錄〕

貞享三年八月十六日、辰刻地震、

〔貞享二三年記〕

八月十六日、晴、巳刻地震、

〔甘露叢〕

貞享三年八月廿三日、遠州荒井去ル十六日、強地震ニテ、御關所御番所町家等、少々破損仕、死人モ有之云々、

三州田原、同日強地震ニテ、城中矢倉破損、土屋敷町屋等モ破損、死人モ有之云々、

九月五日丙戌、京都地震フ、

〔百弑錄〕

九月五日、寅刻地震、

同月二十二日癸卯、京都地震フ、

〔百弑錄〕

廿二日、辰刻地震、

同四年九月二十五日庚子、江戸地震フ、

〔常憲院實紀〕

貞享四年九月廿五日、大ニ地震す、日記

廿六日、前夜の地震により、徒士して紅葉山並東叡三縁兩山につかはされ、そのさまをみせらる、同じ事により、家門使もて御けしきうかぶはる、日記

元祿元年二月二十日癸亥、京都地震稍、強シ、

〔堯恕法親王日記〕

元祿元年二月廿日、戌刻地震、近年ニ不覺地震也、御所方等御見舞ニ使者進上畢、

〔續史愚抄〕

元祿元年二月廿日癸亥、地震大動、永貞卿記、雜萃記

五月二十七日戊戌、京都地震フ、

〔百弑錄〕

元祿元年五月廿七日、未下刻雨下、入夜酉刻地震、

十一月二日辛未、京都地震フ、

〔百弑錄〕

十一月二日、丑刻地震、

同月七日丙子、京都地震フ、

〔輝光卿記〕

元祿元年十一月七日、今曉丑刻計地震、

〔續史愚抄〕

十一月七日丙子、地動、輝光卿記、

同月十三日壬午、京都地震フ、

〔輝光卿記〕

十三日、今曉丑刻計地震、

〔百弑錄〕

十一月十二日、丑刻地震、驚夢云、

〔續史愚抄〕

十三日壬午、地震、輝光卿記、

同二年三月二十八日乙丑、京都地震、震フ、

〔百弑錄〕

元祿二年三月廿八日、雨下、午後雨止、申刻又一過、戌刻地

震良強、少時又震、亥刻又震、

〔輝光卿記〕

元祿二年三月廿八日、戌刻地震兩三度ユル、

〔堯恕法親王日記〕

元祿二年三月廿八日、戌上刻地震、近年の地震也、仍而御所

方窺御機嫌のため、使者進上、

〔續史愚抄〕

元祿二年三月廿八日乙丑、地動、兩度、近年無之云、主上暫渡御假閣、

兼爲地震被設云、此日、本院幸新院御所、有猿樂御覽云、基量卿記、輝光卿記、雜萃記、永貞卿記、

六月十日乙亥、京都地震フ、

〔續史愚抄〕

六月十日乙亥、地動、基量卿記、

同三年一月七日己亥、京都地震稍、強シ、

〔輝光卿記〕

元祿三年正月七日、晴、申刻大地震、早速靜、

〔百弑錄〕

元祿三年正月七日、申刻地震、旋驚人、

〔堯恕法親王日記〕

元祿三年正月七日、申刻計地震、

〔續史愚抄〕

元祿三年正月七日、地震大動、公卿補任法記、基量卿記、永貞卿記、輝光卿記、

同四年五月、肥後國阿蘇山、鳴動シ、黑煙鬱蒸シ

テ、近傍闇夜ノ如シ、

〔渡邊玄察日記〕

元祿四かこのひつじのとし、此年あそのけぶり、前代未聞にあれさせられ候、五月日、あそ中やみとなり、ひるたひま

つをともす、

同五年四月十六日癸巳、京都地震フ、

〔基量卿記〕

元祿五年卯月十六日、雨、寅下刻地震、

同六年一月二十一日乙丑、京都地震フ、

〔百弍錄〕

元祿六年正月廿一日、未下刻地震、差驚人云、

〔續史愚抄〕

元祿六年正月廿一日乙丑、地動、

同七年三月、常陸國水戸、地強ク震フ、

〔温故年表〕

元祿七年<sup>甲戌</sup>三月、常州水戸、大地震アリ、

五月二十七日甲子、羽後國能代、地大ニ震ヒ、人

畜死傷夥シ、

〔堯恕法親王日記〕

元祿七年閏五月、傳聞、去月廿七日ヨリ出羽國秋田莊大地

震、人馬多死云々、

〔元祿錄〕

元祿七年閏五月八日、去五月廿七日、佐竹右京大夫領分出羽

秋田郡地震、死人馬、並在家二千五百間餘崩候由、居城並侍屋敷者、別條無之由注進、

〔甘露叢〕

元祿七年閏五月六日、佐竹右京大夫領内能代、先月廿七日大地震、卯ノ下刻ヨリ也、能代ニテ家數千軒程崩、出火モ有之、久保田越中并土尾布寺社破損ス、去廿八日城下發足ノ飛脚、五日午ノ刻到着ス、遠方ノ處、未城下へハ注進無之、先注進ノ分、

一死人男女三百九十四人、

右野代、森岡、駒方、檜山四箇所、其外近邊所々ニテ、

一怪我人男女百九十八人、

右同處近邊ニテ、

一死馬三十疋、

一家二千五百七十九軒ノ内、

千二百七十三軒

崩家、

八百五十九軒

崩燒家、

四百四十七軒

破損家、

一土藏百九十五軒ノ内、

四十四軒

崩、

百三十六軒

崩燒、

十五軒

破損、

一米穀一萬八千三百二石餘、野代ニテ燒失ス、

内

五百九十四石餘、○品貝、缺ケタリ、

三百八十八石餘、

二十石餘、

〔慶安元祿間記〕

元祿七年閏五月十四日、佐竹右京大夫殿領内、羽州秋田領野代、森岡、檜山、駒形、飛根近邊在々所々、四十二箇村、五月廿七日卯之刻々同廿八日迄大地震、二千五百七十三軒崩、八百五十九軒崩燒失、四百四十七軒破損、土藏百九十五軒崩、米穀一萬八千三百二石餘燒失、其外居城侍屋敷町家等、及破損候由、

同八年四月、肥後國地震強シ、

〔渡邊玄察日記〕

元祿八きとのいのごとし、此年の四月、大地じん、

同九年六月十九日癸卯、江戸地震フ、明日又震

フ、

〔常憲院實記〕

元祿九年六月十九日、この程連夜淫雨、今夜より廿一日の夜

にいたり地震す、日記、寺傳、

〔基量卿記〕

元祿九年六月廿日、晴、後聞武州江戸、十九、廿、廿一日大地震、又廿日雷鳴夥敷云々、破損以外云々、

〔武江年表〕

元祿九年六月十九日、大地震、

同月二十一日乙巳、是夜、江戸地震強シ、

〔人見私記續編〕

元祿九年六月廿一日、夜中度々地震、老中共其外モ登城、且又評定、此日三九エ御成、

〔常憲院實記〕

六月廿一日、この夜大地震により、宿老方まうのぼる、日記、

〔師英朝臣記〕

元祿九年六月十一日乙未、陰入夜晴、後聞、此間連日江戸地震云々、然而今日猶以大地震之由風聞、

○本書十一日ニ係ゲシハ誤聞ナラン、是月十九日條、基量卿記ヲ參觀スベシ、

八月二十一日乙巳、京都地震フ、

〔基量卿記〕

八月廿一日、雨下、朝間雷鳴三四聲、當年之迅雷也、後聞、今日陣義刻、○多田社ニ正一位神階宣下アリ迅雷、使發遣日、地震、使參社讀宣命

元祿九年、十年、十一年、十二年

復坐之時、社内鳴動云々、不知吉凶、可敬信事也、

同十年十月七日甲寅、江戸地震フ、

〔基量卿記〕

元祿十年十月廿二日、晴、有風、松平大和守家來設樂清兵衛來、○中略去七日、江戸地震以外由、諸大名等登城之由也、彼是騒動云々、

同月十二日己未、相摸、武藏兩國、地強ク震ヒ、鎌倉鶴岡八幡宮ノ堂社、華表、及ビ民家傾倒シ、江戸城平川口梅林坂、多門ノ石壁モ崩レタリ、

〔元祿錄〕

元祿十年十月十四日、去ル十二日相州地震、鶴ヶ岡八幡鳥居倒、鎌倉邊民家潰家候由、

〔承寛襍錄〕

元祿十丑年、強地震、平川口梅林坂御多門石垣崩、

〔御徒方萬年記〕

元祿十年十月十二日、午後刻強地震、爲伺御機嫌、甲府殿御三家諸役人登城、

紅葉山 上野 増上寺<sub>ニ</sub>御使出、

十四日、先頃地震に付、日光山<sub>ニ</sub>被遣候近藤平八郎歸府、日

○使番○重興

二八〇

光御山地震不仕候、爲御褒美時服二つ被下之、○人見私記續編同ジ

〔甘露叢〕

元祿十年十月十三日、昨日地震ニ付、日光へ爲上使近藤平八郎被仰付、昨夜中發足、十四日、

去十二日ノ地震ニ付、諸方ヨリ注進、就中鎌倉夥敷地震、堂社破損ノ旨注進有之ニ付、爲見分御徒目付山縣與左衛門、石黒久右衛門兩人被仰付、今夜亥ノ刻計御城ヨリ直出足ス、

同十一年一月四日庚辰、京都地震フ、

〔基量卿記〕

元祿十一年正月四日庚辰、微雨之後晴、有風、戌刻地震、

同十二年六月、肥前國諫早、山嘯ノ害ヲ被リ、人家多ク損ズ、肥後國益城、無田モ其災害ヲ被レリ、

〔渡邊玄察日記〕

元祿十二己卯、此年之六月、肥前いさはや、山鹽にてことく（屋カ）町尤侍小路破損、高瀬河尻高橋宇土へ破損人船諸道具ながれ來候を、從公儀被成御改め、本國へ被遣候、

同時分、益城、無田悉破損、野稻を御藏納より無田に從公儀被御取遣候而、代銀無田在々より相拂申候、

九月一日丙寅、紀伊國田邊、地強ク震フ、

〔田邊町役場記錄〕

元祿十二己卯年九月朔日、寅中刻大地震、

同十六年十一月二十二日甲子、丑刻、武藏、相摸、安房、上總諸國、地大ニ震ヒ就中、江戸、小田原被害最モ甚シ、續テ海嘯暴溢シ、相摸ノ小田原、鎌倉ノ沿海、安房ノ長狹、朝夷兩郡、上總ノ夷隅郡等、其災ヲ被レリ、餘震、年ヲ越エテ止マズ、

〔元祿年錄〕

元祿十六年十一月廿三日、昨夜丑刻大地震、御城中所々石垣、御櫓御多門等崩破、其外江戸中小大名之家作、並町屋民家轉倒夥敷也、其上相州小田原、城中城外人家潰失、火燃出、人多損亡、安房上總潮漲、海民悉漂流、死亡者不可勝計、慶安二己丑年武州大地震有之以後者、今度初テ也、廿五日、

今度地震ニ付而、紀伊殿御守殿御破損ニ付、鶴姬様當分西丸大奥へ御移被成候ニ付、御側衆青山伊賀守、大久保長門守、御留守居松平主計頭相詰、今日午後刻被爲入、御先へ加藤越中守、且又西丸へ御留守居近藤備中守、御留守居番遠山權左衛門一人、御廣敷之頭一人、御留守居番、御目付、御廣敷番頭

一人ヅ、替々晝夜共相詰、御廣敷添番、御徒目付、奥火之番、御小人目付等、相應ニ人數定之、何モ晝夜共ニ相勤候様、加藤越中守昨日申渡シ、

一御使番松田善右衛門、右同斷ニ付、日光江急御使被仰付、時服ニ被下之、

一佐野與八郎、右同斷ニ付、火付改被仰付之、

一火之元儀、彌入念候様ニト上意之趣、有合之面々へ、老中若年寄列坐、申渡之、

一此度地震ニ付而、自分罷在候家、潰候面々ハ、類火ニテ休候日數半分、休可申候、本多伯耆守申渡之、

一今度地震ニ而、破壊之所々、修復之義、惣奉行阿部豊後守、秋元但馬守、並右御用掛井上大和守、稻垣對馬守被仰付之、

一右同斷ニ付、所々御破損奉行、

御作事奉行

松平傳兵衛

大島伊勢守

御普請奉行

甲斐庄喜右衛門

水野權十郎

震災豫防調查報告第四十六號

甲

小普請奉行

布施長門守

小普請方

遠山善次郎

永田半介

竹田藤右衛門

竹村權左衛門

右者御城廻御修復御用被仰付旨、小笠原佐渡守申渡之、

小普請奉行

間宮所左衛門

小普請方

福王市左衛門

坂部惣左衛門

伊藤新右衛門

右は御宮御佛殿御修復御用被仰付旨、老中申渡之、

日光方飛脚、去廿二日夜地震、御宮御堂、御別條無之候由、

駿府方飛脚、是又地震久能御宮御城内外、替儀無之ニ付、

廿七日、

今度大地震爲大變之儀間、於諸神社、天下之御祈禱可申付之

旨、被仰出條、可致修行由申渡、

所々如左、

大神宮、山田奉行へ奉書、

京都二十一社、此外大社大寺、所司代へ奉書、

山王、神田明神、鶴岡八幡、箱根權現、伊豆權現、二島大明

神、鹿島大明神、香取明神、富士、此外大社大寺、

右ハ寺社奉行へ達、

廿八日、

在所  
御暇 大久保隱岐守

右者居城小田原地震火事大破、其上關所も有之に付、御暇、

御城廻石垣御普請御手傳被仰付候面々、於御白書院、

西九下櫻田半藏御門迄 松平大膳太夫

大手下乗橋中ノ御門御玄關前 藤堂大學頭

和田倉馬塲先内櫻田日比谷御前(門カ) 立花飛彈守

上梅林坂下平川口北列橋 丹羽五郎三郎

數寄屋橋鍛冶橋吳服橋御門 稻葉能登守

一ツ橋雉子橋 加藤遠江守

常盤橋神田橋 戸澤上總介

右之通、御手傳被仰付旨、小笠原佐渡守申渡之、

廿九日、

地震ニ付、御城廻御修復御手傳被仰付、依之兩御番より假役



御普請奉行被仰付面々、

御小性組伊澤吉兵衛組

仁賀保内記

御小性組秋田淡路守組

服部久右衛門

松平石見守組

桑山源七郎

御書院酒井壹岐守組

大園市十郎

御小性松平源藏組

渡邊内記

同 永井備前守組

土屋長三郎

同 小田切土佐守組

大橋與惣右衛門

御書院板倉筑後守組

松平傳左衛門

同 同人組

岡田新八郎

御書院三枝攝津守組

朝倉外記

御小性北條右近太夫組

成瀬吉右衛門

同

根來平左衛門

御書院松平式部少輔組

水野甚五左衛門

松平近江守組

大久保甚右衛門

此一人缺  
右之通被仰付之、御手傳大名一人に奉行二人宛、

〔基熙公記〕

元祿十六年十一月廿三日乙丑、天快晴風靜、曉寅刻地震、雖非甚良久、後聞、道二丁餘許步間云々、吉凶如何云々、

廿八日庚午、天晴、

從江戸甲府内飛札到來、去廿三日、曉丑刻、大地震、從丑刻及卯刻云々、所々破損、但上下無恙之旨也、驚入もの也、不取敢遣飛札了、

廿九日辛未、天晴陰、時々雨下、

從甲府書狀、同姫君有書狀、大地震之處、各々無事之由也、安心々々、但甲府居所、過半崩、大概大分破損、諸大名家々同篇

震災豫防調查會報告第四十六號

甲

云々、人多死云々、八十年以來、未曾有地震云々、可恐々々、十二月小一日壬申、天陰、時々見日影、又雨下、

谷村慶柳來、昨日上京云々、政姫下向之時、相具醫師也、去月十八日發江戸、

大風云々、廿三日大地震時、在金屋宿、凡關ヨリ東、大地震山

崩、關此方、如京都云々、小田原宿、城等一字不殘、地震後出

火悉燒、人馬盡數人馬死云々、荒井人馬悉死、泊舟盡數破損、

或又逐電云々、可恐々々、

十七年正月九日、從江戸姫君有文、地震火事等之事、委細書

付到來、更以驚人者也、取要令記之、日本開後、未曾有大變大

死、言語同斷、此誰恥哉、嗚呼々々、

元祿十六未年十一月廿二日夜大地震、並同月十八日、廿九

日大火之書付、○此火災ハ地震ニ關  
係ナキヲ以テ錄セズ、

一同廿二日夜、丑之刻大地震にて、御城並大名屋鋪小屋敷町

屋まで、所々おびたゞしく破損有之、御城内之儀者、委相

知不申候、下御勘定部屋より喰違御門迄不殘つぶれ、三之

丸御土藏、其外所々ゆりつぶし、おびたゞしき御破損に

て、あやまち死人なども御座候由、取沙汰有之候、地震に

て潰破損有之候所々、大御留守居與力番所、二之丸御御

門、かぶき番所、紅葉山下かぶき番所、内櫻田御門番所、大  
手腰掛、一橋御春屋、和田倉御門、馬場先御門、鍛冶橋御

門、數寄屋橋御門、山下御門、雉子橋御門、小石川御門、牛

込御門、市ヶ谷御門、半藏御門、赤坂御門、四谷御門、田安

御門、竹橋御門、吹上御門、内竹橋口、北之丸口、清水御門、

一ツ橋御門、神田御門、平川口御門、筋違橋御門、淺草橋御

門、常盤橋御門、吳服橋御門、外櫻田御門、西丸下御廂、虎

之御門、幸橋御門、日比谷御門、

右之所々破損ゆりつぶし、死人あやまちも大勢有之由、取

沙汰いたし候、其外御曲輪まわり、石垣ゆりくづし所々、  
御多門破損、堀大形倒申候、

一右同日同刻、相州小田原大地震にて、城並城下侍やしき町

屋等、過半ゆりつぶし、城内ならびに十二ヶ所より出火、

小田原中のこらす焼失、其うへ大波にておびたゞしく死

人これあるよし、箱根山くずれ、往來も飛脚ばかり、やう

やう通り申體にて候故、荷物の通路これなきよし、

一同日同刻、相州鎌倉大地震にて、山の内離山より建長寺ま

で、在家のこらすつぶれ、圓覺寺、東慶寺、明月院、淨智寺、

建長寺、大半破損、山々所々五丈つゞくづれ候、雪の下八

幡、石のきざはし、櫻門より下まで半分破損、社堂のこらす

石ぐちゆりちがひ、山くづれ、民屋十分一はそんにおよび

候、金澤朝比奈切通、往來もたへ候、金澤も大半をんじ候、

由井の濱大鳥井破損、二の鳥井まで津波入申候、あら井圓應寺るんま堂大破いたし候、光明寺津波入、山々ゆりくづし、破損いたし候、こつ村切ごをし破損、民屋のこらす津波にとられ候、江の島辨才天、岩穴は何事なし、山々所々くだけ、つ波入候、片瀬、在家のこらす破損、津なみにとられ候、

一同日同刻、房州大地震にて、九十九里のはままで津波きたり、おびたごしく死人有之由、

一右廿二日大地震以後、晝夜度々餘程づくの地震、いまだ相止不申候、これによつて江戸ならびに關東の諸寺諸山、其外諸國の大社々、御祈禱被仰付候、右地震火事にて、江戸並近國の死人、只今まで死骸相しれ候分、二十六萬三千七百余人余のよし風聞に御座候、

一廿二日大地震以前より、折々ひかり物、白氣夜半に相見へ申候所に、廿二日の夜、月之色かわり、ひかり物相見へ、星ながれ候事繁く、其以後毎夜東西雲なくして、稻光のごとくひかり有之候、右之いなびかりのごとくに光候事、大地震より廿日ばかりの中にてやみ申候、ひかりものならびに星ながれ候事は、まだ時々有之候、地震の節より潮たかく、しほのさし引不順にこれあり候、只今はしほのさし引

つねのごとくに候へ共、潮はいまだ常に大しほのごとくたかく有之候、

十二月三日甲戌、天晴、右府來、被示條々、

從關東執權中、諸司代に奉書到來、其狀云、今度大地震天下大變之間、廿二社諸大寺等可有祈由之事、

明四日、可有内々御遊由、右府申之間、余示云、關東大變之間、御遊等聊可有御遠慮哉、以首尾密ニ可被申上、右府諾、

關東祈事、賊後之弓歎、近年追日民間困窮、其愁飯誰哉、今度大變、當家五代之中、未曾有之事也、嗚呼々々、勿謂々々、

寶永元年七月十二日庚戌、關東先月廿二三日洪水、又大地震云々、變異連續、嗚呼々々、從甲府無便風、如何々々、

十九日丁巳、○中略從關東有便書札、盆祝儀物等昨日到來、關東大洪水、道中亦同、仍脚力不及、遅々云々、抑洪水、本庄邊大

名屋敷、三尺或四五尺水ノル、人民數多死亡、小屋無數云々、地震毎日四五度、于今不休云々、凡洪水、彼是不及言語體云

云、如何々々、政務不法之災之由、人民愁云々、可然々々、莫言莫言、

〔基量卿記〕

元祿十六年十一月廿二日、後聞、今日武芻江戸大地震、近年無之大動、大名家屋大方破損、或崩損云々、小田原邊津波有

之、地震又夥敷、最中火事出來、城燒込、城川下町屋不貽一字  
燒込、死人數千人、爲亡所云々、江戸邊以外騒動云々、

十二月三日、依關東地震、七社七ヶ寺被修御祈云々、

五日、頭中將○隆長入來、九日御神樂、依關東大變爲禁中御沙

汰、被行臨時御神樂由也、○九日御神樂、略ス、

十七年正月五日、去年關東大地震連續之間、可有改元之旨、

從武家被申之間、來二月中旬以前可有之由、傳奏勸修寺大納

言、○經慶奉行頭中將兼親朝臣等被仰出也、

三月十三日、天氣快晴、今日改元定也、○下略、寶永ト改元ス、

〔月堂見聞集〕

元祿十六年十一月廿三日、丑刻江戸大地震飛脚口上、

品川海手々南、津波打上、品川々川崎之間、地破申候、

六合渡シ、兩脇破レ、泥吹出、川崎宿屋餘程潰、川崎ヨリ金川

迄ノ間之家、不殘潰、金川本宿、半分殘リ、新町宿不殘潰申

候、藤澤モ同前、藤澤ト平塚ノ間（馬入）ハンリウ川、大波打、舟渡

シ、廿二日朝々廿四日巳刻迄舟渡止申候、

ハンリウ宿、家不殘潰、平塚宿同前、下ノ方家四五軒殘候、

大磯、半分餘潰、大磯々小田原迄ノ間、宿一軒モ不殘潰申候、

十一月廿二日丑刻出火、小田原御城不殘、夫々町家燒、尤下

ノ方少々殘、大分人死ス、役馬六十疋餘燒死ス、

小田原々川端宿畑、此間ハ山ズリ申候、中筋崩、馬カヨヒ無

之、尤步行荷物飛脚、漸通り申候、

箱根御番所モ半分崩レ、宿ノ町家大分崩、人死ス、馬百疋余

有之處（ニカ）ハ七八疋殘ル、箱根々三島迄ノ間、少宛損シ候、

三島々登ノ方別條無之、品川々箱根迄、道法廿八里有之候、

小田原々半分程坂上リ、法花寺有之、カザマクリト申處迄ノ

内、山貫申候、荷馬通無之候、夫々湯元川端迄ノ間、山ヌケ申

候故、歩行之者、右ヌケ申候山ヲ、漸々ニツタヒ上リ、夫々畑

ノ上檜木大平ノ間、岩コケ落、岩ノ道筋深クホレ、艸木杯ニ

取付、漸步行飛脚通り候、併荷馬駕籠一圓通無之候、江戸中

土藏之分不殘崩候、穴藏等砂吹出申候、雉子橋見付崩、番所

潰申候、人數無限押ウタレ、數寄屋橋ノ見附崩、人數四十人

程死ス、其外堀廻石垣クエ出崩申候、地十間二十間バカリ破

レ、中ヘクエ、所々ノ見附矢倉落申候、靈巖島江戸橋邊迄大

浪打、出火ハ宵ヨリ九度有之候、東南々神田方へ遁候者、幾

萬人ト申限無之候、此外日光、鎌倉、奥州、所ニヨリテ大小ノ

チガヒ有之候得（ニカ）ども、東國ノ分ハ皆少々崩候、就中、房州、總

州ツナミ打、人家トモニ不殘見へ不申候、松平主殿頭御奉行

ニ而死人御改有、

〔甘露叢〕

元祿十六年十一月廿一日、晴天、丑半刻地震後ヨリ星落飛デ曉

ニ至ル、辰巳ノ方雷光ノ如ク、折々光有之、

夜丑ノ刻百六七十年来無之程ノ大地震、委曲左記之、

或説曰、越後高田地震以来ノ大地震ノ由ナリ、

御老中ヲ始メ諸侯早速登城、

地震大ユリハ三度、小ユリハ數ヲ不知、凡一時ノ中ニ三四十  
度ユリニ及ブ、

地震ノ前ニ地鳴ル事、雷ノ如シ、

御城廻所々御破損、並大名屋敷等破損之分、大概如左、

一雉子橋御門 同内御藏

大番所、箱番所ツブレ、足輕二人、中間一人相果、其外

ニモ少々怪我人モ有之由、

一小石川御門

塀ヒヅミ、壁落、

一牛込御門

塀崩、壁落、

一市谷御門

塀崩、石垣少崩、

一筋違橋御門

大番所後ノ塀少々損、石垣クヅレ、

一淺草橋御門

大番所後ノ塀損、尤石垣等クツログ、

一常盤橋御門

御門少々損ジ、大番所ツブレ掛リ、塀石垣クヅレ、

一吳服橋御門

御門少損、土手石垣塀クヅレ、

一竹橋御門

御門外張番所ヒヅミ、舛形ノ内箱番所ツブレ、御多門

ヒヅミ、

一吹上御門

御門北ノ方石垣崩、塀損、壁所々落、

一内竹橋口

御番所無別條、

一北之丸口

右同斷、堀石垣崩、

一清水御門

石垣崩、所々破損、

一一ツ橋御門

舛形ノ内箱番所ツブレ、此外所々壁落、塀崩、

一橋神田御門

舛形ノ内箱番所ツブレ、

一平川口御門

御門外通り塀、不殘倒、

一和田倉御門

大番所、箱番所ツブレ、中間七人相果、怪我人十二人

有之由、

一馬場先御門

大番所、箱番所ツブレ、中間一人相果、怪我人一人、御

門外御堀南ノ方、石垣五六間崩、

一鍛冶橋御門

所々壁落、

一數寄屋橋御門

塀四五間崩、

一山下御門

箱番所ツブレ、

一半藏御門

塀崩、壁落、其外石垣損シ、大番所少々破損、

一赤坂御門

塀崩、壁落、

一田安御門

渡リ御櫓、壁落掛リ、石垣崩レ、惣塀壁落、

一外櫻田御門

御番所東ノ方土塀四五間崩レ、其外壁瓦所々少ツ、

損、

一虎ノ御門

壁瓦所々損、

一幸橋御門

壁瓦所々損、

一日比谷御門

大番所ツブレ、並土塀不殘倒レ、當番土方市正家來、

徒目付一人、小人二人、家中又者一人怪我イタシ大切

ノ由、其外足輕四人怪我、

一内櫻田御門

所々壁落、大番所ツブレ、當番牧野駿河守家人死亡怪

我有之由、

一追手御門

所々壁瓦落、

一御城所々御櫓多門、瓦壁落、所々石垣或ハクツレ、或ハ

孕ム、別シテ西ノ御丸大破損ニミヘタリ、大名屋敷、御旗本

震災豫防調査報告第四十六號

甲

屋敷左ノ如シ、  
御役屋敷塀長  
屋表向ツブレ、  
外長屋  
ツブレ、  
外向塀  
少小損、  
門、長屋  
ツブレ、  
塀  
損、  
同、  
居宅ツ  
ブレ、  
同、  
外長屋ツブレ、  
本宅半崩、  
外長屋  
ツブレ、  
塀損、本宅  
半ツブレ、  
門、塀ツ  
ブレ、  
子リ塀  
クツレ、  
長屋居宅ト  
モニ損ズ、  
長屋少、塀ト  
モニ損ズ、  
長屋  
損、  
同、  
外塀本宅  
トモニ損、  
長屋  
損、

小川李左衛門  
吉田意安  
小笠原平兵衛  
佐野信濃守  
永井庄左衛門  
大久保彌右衛門  
中根二郎左衛門  
朝倉藤十郎  
舟橋宗廻  
(鵜)  
鶴殿十良左衛門  
蜂屋主計  
大澤主膳  
中山主馬  
三枝日向守  
三好勘之丞  
溝口攝津守  
加藤傳八郎  
大久保甚兵衛  
星合伊左衛門

長屋居宅  
トモ損、  
長屋  
少損、  
塀損、本  
宅トモ、  
長屋ツ  
ブレ、  
同、  
長屋ツ  
ブレ、  
長屋少  
損ズ、  
長屋壁  
少シ落、  
長屋、  
塀損、  
塀損、長屋  
少々潰、  
塀、長屋  
損ズ、  
外向土藏潰、  
塀少々損、  
外向土藏  
少々損、  
外向塀  
少々損、  
外向石  
垣少損、  
塀少  
損、  
同、  
門、并長  
屋潰、  
外大  
藏崩、  
塀  
損、

尾張殿裏

前場久三郎  
高木九介  
石原勘右衛門  
日下部三十郎  
酒井作左衛門  
大森三次郎  
久貝因幡守  
屋代越中守  
室賀源太郎  
榑原式部大輔  
平岡吉左衛門  
山中善兵衛  
長谷川甚兵衛  
森川紀伊守  
河村善七郎  
東條信濃守  
笹山甚右衛門  
中島式部  
曲淵市兵衛  
渡邊新左衛門

震災豫防調查會報告第四十六號

甲

外石垣  
少崩

同、

塀ク  
ヅレ、

長屋、并土  
藏少崩

一御春屋御長屋半分  
餘ツブレ

土塀ク  
ヅレ、

土藏、  
塀損、

少、

土塀  
崩、

長屋  
大破、

裏長屋少、内  
長屋大破、

表向少、内長屋、  
居宅、大破、

同、

長屋  
壁落、

同、  
長屋壁落、玄關  
敷塞ツブレ

練塀ク  
ヅレ、

表長屋壁腰板落、  
内長屋大破

表長屋壁、  
腰板落、

表長屋壁、  
瓦、土塀損、

丸茂勘左衛門

藤川庄右衛門

柳瀬甚八郎

木下平三郎

松平伊豆守

大澤右衛門督

黒川與兵衛

伊奈半左衛門

松平肥後守

稻葉丹後守

秋元但馬守

阿部豊後守

青山伊賀守

松平伊賀守

齋藤帶刀御役ヤ  
シキ

溝口信濃守

大久保隱岐守

龜井隱岐守

松平大膳太夫

同、

表長屋瓦、塀  
腰板等崩、

表長屋、并藏壁、  
瓦、所々大破、

外ノ表長屋、兩所ニテ  
三十間程倒、怪我人ナシ、

表長屋  
壁落、

同、

表長屋瓦落、  
并壁損、

一水戸宰相殿御屋敷中、八重姫君様御守殿、並中將殿御部

屋、少々御破損、

内證向ノ家、并表ヘノ通口、玄關、中長屋潰、其外所々大

破、青山播磨守、内屋敷等不殘、并長屋七十間餘ユガ

ミ、塀、土藏ツブレ、柳生備前守、所々大破、木下右衛

門太夫 所々大破、松平筑後守、

一甲府中納言綱豊卿御屋敷、東御長屋倒、出火、二十間餘程

焼失、壓死焚死之人少々有之由、右ハ、最初記シ候御門近邊

道筋之分、大略記之、惣ジテ此外諸侯ノ御屋敷、或ハ御別

ヤシキ、又ハ小屋壁落、塀倒ハ家ナミナリ、其外江府中ノ

神社佛閣、町家ノ破損、數多雖有之、記ニ違アラズ、本所邊

ハ、コトサラ潰家有之、

一櫻田邊、本所邊、芝新堀端、地大ニ破裂ス、



一相州、房州、上總、武州、不殘地震ス、武劔モ北ノ方ハ弱キ由、大概左ニ記ス、

一相州小田原城、十一萬石 大久保隱岐守、

今夜八時、小田原大地震、後日ノ聞フトイヘドモ、此ニ記スモノナリ、下倣之、

一天守崩、類燒、

一本丸 御殿不殘崩、類火、

一二之丸、屋布不殘崩、類火、

一三之丸、侍屋布不殘潰、其内五軒類火、

一本丸、二之丸、三之丸、櫓門、塀、橋、石垣トモニ崩ル、

一外廓、侍屋布、不殘潰、其内十四軒類火、

一城廻リ外廓トモニ、堀不殘埋ル、

一往還町家等不殘潰、其内四百八十四軒燒失、

一御高札、燒失、

一城付ノ武器損ジ、或ハ土藏ニ入置、燒失ノ由、

一自分ノ武器馬具、不殘燒失ノ由、

一潰家如左、

足輕家不殘潰、其上六十四軒燒失、

府内寺社山伏ノ潰家四十二軒、内五ヶ寺燒失、

相州領分郷中潰家六千三百四十一軒、内燒失家八軒、

同寺社潰家二百三十七軒、

箱根町潰家四十七軒、

駿州領分郷中潰家八百三十六軒、

同寺社潰家十九軒、

豆州領分ノ内、潰家四百七十六軒、

同寺社潰家九軒、

一死人如左、

侍十九人、

小役人四人、

步行侍九人、

足輕十三人、

家中ノ召仕男二十一人、

家中ノ女八十六人、

城下町男女六百五十一人、

内 男二百八十九人、  
女三百六十二人、

同所旅人男女四十人、

内 男三十八人、  
女二人、

府内寺社ニテ、出家二人、女二人、

相州領分郷中七百四十六人、男

内 男四百七十三人、  
女二百七十三人、

同寺社男女十八人、

震災豫防調查報告第四十六號

甲

内 出家十人、男四人、  
女四人、

箱根町男女十八人、

駿州領分郷中男女三十七人、

内 男二十一人、  
女十六人、

豆州領分郷中男女六百五十九人、

内 男二百四十六人、  
女三百九十三人、

同寺社ニテ出家二人、男一人、女一人、

一 殞牛馬、

城中并城下町ニテ馬拾一疋、

内 御傳馬九疋、  
通り馬二匹、

相州領分郷中馬七十九匹、牛一疋、

箱根町御傳馬三十六疋、

駿州領分郷中馬三疋、

豆芴領分郷中馬六疋、

惣合テ

一 潰家八千七軒、

内 三百七軒、寺社山伏家、

其外城中侍屋敷足輕家、並城下町屋不殘員數不知、潰、

内 五百六十三軒燒失、

一 死人二千二百九十一人、

内 男千三百三十八人、出家十四人、  
女千三百三十九人、

私ニ曰、小田原領ノ死亡、擧テ計ヘラレズ、小田原

ノ町バカリニテ、二千人近ク死亡ス、御城中モ人多

ク死シタル由、未實ヲ詳ニセズ、猶尋ヌベシ、

一 殞馬百三十九匹、

私ニ曰、小田原町ヘ早速御城主ヨリ御傳馬ヲ求候

ヘトテ、金子四百兩一匹二兩宛下サレタル由、

一 箱根御關所御番所、湖水ノ方口七八寸程傾キ、其上所々破

損シ、搦ノ石垣所々崩、柵六七間程倒ル、根府川御關所御

番所、所々破損、搦ノ石垣并柵木不殘崩、

一 小田原町、地震間モナク家居トモ潰ル、人馬大分押ニウタ

レタル上、燒失ニ付、死亡多シ、當分馬繼相務ガタキ由、

一 豆芴領分片浦筋ハ、大波打アゲ、家潰候付、或ハ押流サレ、

或ハ浪ニヒカレ、死亡多シトナリ、

一 小田原ヨリ箱根境目迄道筋、所々ニ大石コロビ落、馬ノ通

路ナシ、別シテ湯元茶屋村ヨリ、ス雲川迄ノ内、道缺ケ候

所有之、其上山崩レ、大石コロビ出、馬ノ道路ハ申不及、歩

行荷モ漸持越候、須雲川觀音澤ト申所ハ、山ノ上ヨリ土

落、地震後十四五日間ハ、地震ノ度々、少宛石並土落候、

箱根道所々ニ落候石、大キナルハ長サ七八尺、横五六尺程

宛ノ石モ、數多見ヘ候由、

一當分箱根御關所ヨリ湯本迄ノ間、馬ノ通路不成候由、

一領分足柄道、豆芴道、其外郷中道筋、大破イタシ、奥山邊ハ

大分山崩候由、

一小田原宿往還町中ニ有之水道、崩込埋リ候ニ付、其上ヲ幅八九尺程、川ノゴトクニ町中ヲ水流候由、

或説曰、御城主ヨリ早速金子ヲ下サレ、修復シテ水ヲ治

ムト也、

一小田原領温泉潰候覺、

湯元村平坪ノ内、一坪破損、

塔澤村十三坪ノ内、三坪破損、  
五坪湯道違、

底倉村二十四坪ノ内、二十二坪破損、

此内堂ヶ島四坪ノ内、二坪損、

木賀湯五坪ノ内、四坪破損、

芦湯三坪、不殘湯道石垣崩ル、

一小田原領浦々船トモ、方々ハ散破、船知レ候分、

廻船七艘、

天當船四十四艘、

ハン船十一艘、

丸木船六艘、

合六十八艘破船、此外行衛知レザル分モ有之由、

右小田原大久保隱岐守領分ナリ、

一東海道筋ハ、川崎ノ驛ヨリ箱根ノ驛マデ潰家アリ、別而戸

塚ヨリ小田原マデハ不殘破損シタリ、間々ノ小宿モ同ク

潰ル、但小田原ト大磯トノ間、梅澤ノ宿ハ、一軒モ倒レズ、人皆アヤシメリ、

一長崎御奉行石尾阿波守、御役所ニ赴ントシテ、今曉江府發

足アリ、今夜相州戸塚ノ驛ニ止宿ノ處ニ、地震ニテ旅家崩

レ、家來八人死亡、怪我人二十八人、依之道中イタシ難ク、

廿四日ニ飯府イタサル、

一牧野備前守領分相芴厚木町、地震ニテ在家大形崩レ、其内

六十二軒燒失、

死人 五十九人、

死馬 二匹、

以上、

一房芴小湊誕生寺大地震、殊ニ大浪ニテ、

小湊村在家二百七十軒程、

市川村在家三百軒程、

右之通相見ヘズ、

門前ノ人、百人程死亡、相殘人モ渴命ニ及ビ候、

震災豫防調查報告第四十六號

甲

寺中六坊、浪ニ取ラル、

末寺妙蓮寺ハ、堂、客殿計相殘、其外ハ皆不見候、

以上、

一房芻御領 御代官樋口久兵衛、

長狹郡平塚村ノ内、大山ト申不動山、御朱印地地震ニテ不動

堂ノ西ノ方口五六尺程ユリ割リ、杉ノ立木ユリ込候由、

峯岡山ト申ス野馬場、長三里餘、峯ツミキノ所、峯ノ内

所々、口三四尺或五六尺ヅ、ユリツルノ由、朝夷郡千

倉ト申ス浦邊ヨリ、平郡安房郡浦方、地震津浪以後、潮

差引無之、常々潮差引所ヨリ八九町、或ハ半道一里ホド

モ、ヒ瀉ニナリ、當分潮サシ不申候由、

右ノ外民屋破損、人并牛馬ノ死亡有之由、細ニ知レズ、

一安房、上總御領、地震并津浪ニテ損亡ノ分、

御代官

清野與右衛門

比企長左衛門

樋口又兵衛

雨宮勘兵衛

河原清兵衛

家數二千八百四十四軒、

男女死亡四百六十五人、

殞馬六十四疋、

船三百六十一艘、

以上、

一武芻之内 御代官所、今井九右衛門

百姓家居押潰、亡所ニナリ、居所無之百姓四百六十九

人、

死亡十人、

一上總國夷隅郡御宿鄉村々、地震津浪ニテ民家潰、或ハ流

失、尤津浪ノ所ハ、家財穀物舟網トモニ流失、村々田畑砂

押シ入リ、川、山崩等、所々ニ有之候由、津浪ハ、二十七年

以前ノ浪ヨリ、二丈餘高シトナリ、

潰家四百四十軒、

死亡二十餘人、

殞牛馬各一疋、

以上、

一京極對馬守領分、房芻長狹郡、朝夷郡内二千石内十一ヶ村、地

震并津浪ニテ、

死亡四十二人、内二十八人、浪ニトラレ、

死馬二十七疋、

潰家六百八十七軒、

高百四十石餘、永荒、

以上、

一今夜ノ地震并津浪ニテ、國々在々潰家死人牛馬等損覺大略、

潰家二萬百六十二軒、

死人五千二百三十三人、

死牛馬五百七疋、

私ニ云、右ハ相知レ候分也、小田原ノ如キハ、家員殘

ラズトアリテ、員數不知、其外知レザルモ多シ、

又曰、委細ノ御注進ハ、或ハ數日ヲ經、又ハ年ヲ越テ

江戸ニ知レ侍レテ、散在シテハ見ニクキ故ニ、事ニ合

セ記スモノ也、

一廿二日、曇、地震今日モ不止、夜中マデ百度ノ餘ニ及ビ振フ、今朝七ツ半、

夜フケテモ不止、光物東ヨリ西ニ飛ブ、今夜ニ至リ、辰巳ノ方電光リノゴトク、

一地震ニ付、所々御破損ニ依テ、御修覆惣奉行被 仰付、如

左、

紅葉山

御老中

阿部豊後守

上野

若年寄

井上大和守

増上寺

御城中

御老中

秋元但馬守

若年寄

稻垣對馬守

一廿四日、曇、時々地震、暮方ヨリ雨、夜ニ入雨強、申ノ下刻

ヨリ辰巳ノ方電ノ如ク、夜更テ不止、

一廿五日、曇、未ノ刻ヨリ風、終日地震少宛、暮六少過、光物

東南ノ間ヨリ西ニ至ル、辰巳ノ方電ノ如クナル光、前々ノ

如シ、

一江戸中火付改ノ御用被 仰付、

御先手

佐野與八郎

一鶴姫君様、今日 西之丸江當分御移徙、是ハ去十八日、御

守殿類燒ニ依テノ由、

一地震ニ付、日光江爲 上使遣サレ候御使番松田善右衛門、今

朝五時飯府、御宮 御堂御安全、所々石垣石灯笼一ヶ所

モ損候所無之、日光ハ先年ノ地震ヨリ輕ク候由ナリ、時服

三被下之、

一駿府御城中、久野山 御宮、御安全ノ由、

一今日、御破損御修覆御用被 仰付候御役人中、如左、

御宮御堂ノ方

間宮所左衛門

小普請御奉行

福王市左衛門

震災豫防調查報告第四十六號

甲

小普請方

坂部惣左衛門

伊藤新右衛門

御城廻リ

松平傳兵衛

御作事奉行

大島伊勢守

御普請奉行

甲斐庄喜右衛門

小普請奉行

水野權十郎

布施長門守

遠山善二郎

小普請方

永田半助

竹田藤右衛門

竹村權右衛門

一廿六日、晴天、暮ヨリ少風、少宛ノ地震終日、夜ニ入六半時、餘程ノ地震一度、其以後少宛ユル、夜ニ入辰巳ノ光、前ノ如シ、  
一今日、定増火消被 仰付之、

脇坂淡路守

龜井隱岐守

堀 左京亮

松平隼人正

京極縫殿

松平長八

以上六人罷出、水防可被申由ナリ、

一御城ニテ被 仰出ノ書付、

覺

強地震ノ節ハ、御番所并相詰候席々、明候而茂不苦候間、モヨリノ御庭へ遠慮ナク罷出候、此上心得違ニテ、座席ニ罷在、怪我等仕候ハ、無調法ニ可被 思召候、

右之段、堅可申付條被 仰出候、以上、

月 日

一酉ノ中刻、新大橋際井上伊織屋布ヨリ出火、類火一軒、牧野八大夫、則鎮ル、

一横山町邊、酉ノ下刻出火、則鎮ル、

一廿七日、曇、今ニ地震時々振フ、且申ノ下刻ヨリ辰巳ノ光、前ノ如シ、

一今日御譜代大名ノ中、寄場被 仰付事、左ノ如シ、

馬場先御門外

酒井左衛門尉

神田橋御門外

榊原式部大輔

一ッ橋御門外

本多能登守

外櫻田御門外

板倉周防守

田安御門外

板倉甲斐守

常盤橋御門外

松平對馬守

以上六人、

今度地震ニ付、御郭廻リ所々御破損有之、シマリモ不宜候間、御普請中、自然火事等出來候節ハ、御城近所江向寄次第相詰罷在、得差圖可相務旨、被 仰出、

私ニ曰、右ノ衆、場所江詰ラレ候時、密ノ武具等持セラ  
ル、ト聞ク、

一今度地震ニ付、於上方天下之御祈禱被 仰付、其外大社寺ニテモ、御祈禱被 仰付、御當地ノ大社大寺ニテモ、御祈禱被 仰出ノ由、

一今度ノ地震、京都ハ輕ク、不存者モ有之ホドノ由、

一廿八日、晴、今日モ地震不止、申ノ下刻ヨリ辰巳ノ光リ、前  
ノ如シ、

一今日、御城廻リ御修復ノ所々、御手傳被 仰付之、左ノ  
如シ、

松平大膳太夫

藤堂大學頭

立花飛彈守

以上七人、

御手傳被 仰付候間、諸事秋元但馬守へ可被相伺旨也、

右ノ面々、御城江 召レテ、御老中被仰渡、但松平大膳太夫ハ病氣ニ付、毛利内膳ニ仰渡サル、

一大久保隱岐守、在所江ノ御暇被 下之、在所小田原大地震

ニ依テナリ、

一御門番、火之番代被 仰付之、

松平大膳太夫代

山王火ノ番

松平出羽守

藤堂大學頭代

淺草御藏火之番

松平備前守

戸澤上總介代

同

松平遠江守

立花飛彈守代

上野山中火之番

佐竹源次郎

大久保隱岐守代

丹羽五郎三郎

戸澤上總介

加藤遠江守

稻葉能登守

震災豫防調查會報告第四十六號

甲

大手御門番

松平伊豆守

稻葉能登守代

神田橋御門番

鍋島紀伊守

以上六人、

一廿九日、晴、風烈、地震止マズ、夜六半時、餘程ノ地震、同刻光物、東ヨリ西ニ至ル、辰巳ノ方光前ノ如ク、今夜ハ別シテ強シ、

一小田原ノ城大地震、其上燒失ニ付、御金借被仰付之、

一萬五千兩

大久保隱岐守

十二月

一朔日、曉ヨリ風烈、昨夜ノ火事、今日午ノ中刻、本所深川ノ

末砂村ト云所ニテ漸ク鎮ル、夜ニ入六半時、地震餘程強

シ、

一四日、晴、地震今ニ不止、

一五日、晴、地震同斷、

一六日、晴、地震同斷、

一常陸國鹿島大明神ニテ、今度地震ニ付、御祈禱被仰付、相

務、今日御札献上ニ付、如左參上、

神主

東長門守

齋宮代

同 主膳

大別當

神宮寺

一七日、晴、風烈、申刻ヨリ和、地震未止、夜ニ入テ少強、星甚月ニ近、

一今度地震ニ付、京都ニ於テ、七社七寺ニテ御祈禱有之由、

上七社

伊勢、 石清水、 加茂、 貴布禰、

松尾、 平野、 稻荷、 春日、

右之内、貴布禰、上加茂ニ付候故、七社ノ内ニ入り

候ヨシ、

七ヶ寺

東大寺、 興福寺、 延曆寺、 園城寺、

仁和寺、 東寺、 廣隆寺、

一今年火事地震ニ付、諸大名ノ内、御役人ノ内ヨリ拜借金上

納ノ儀、當未ノ年分、御用捨被仰付候、先達ノ上納ノ分モ

被返下之、

一町方ヨリ出候當未年分犬扶持、御用捨ノ旨、寺社御奉行、

町御奉行、御勘定奉行中へ、御老中被 仰渡由、

一御城廻御手傳ノ面々、場所ノ割、

大手邊并喰違、

百人組御門、



中ノ御門、  
松平右衛門督

御立關前通、

此通路、大手、小屋場一ツ橋外明地、

上梅林坂、

下梅林坂、

丹羽五郎三郎

平川口御門并帶郭、

此通路、北引橋平川口、小屋場北ノ丸、

内櫻田御門、

和田倉、

馬場先、

立花飛彈守

蓮池御門、

日比谷御門

年内カタツケ可被申候、

此通路、紅葉山坂下、小屋場八代十河、(岸脱カ)

西丸不殘、

此通路、西丸大手、

外櫻田御門、

半藏御門、

松平大膳太夫

田安御門、

年内カタツケ可申、

竹橋御門、

右同、

小屋場、外櫻田御堀端、

常盤橋、

戸澤上總介

神田橋一橋迄、神田橋ハ年内修復可致、

小屋場、○本書ニ  
缺ケタリ、

一橋ヨリ雉橋迄、

加藤遠江守

小屋場、○同  
上、

數寄屋橋ヨリ、

鍛冶橋吳服橋迄、

稻葉能登守

右通路、向寄次第、小屋場、外櫻田向  
御堀端、

殘リ候分、

二之丸、

松平右衛門督

三之丸、

北引橋、西引橋、

丹羽五郎三郎

紅葉山下坂下御門、

立花飛彈守

清水御門、

松平大膳太夫

一被 仰出覺、

覺、

最前モ申渡候通、下馬其外供ノ者共集候處ニテ、下々々

震災豫防調查會報告第四十六號

甲

ハコ給不申候様ニ、主人ヨリ堅可申付候、人足等往還、并集候所々ニテ、一切タバコ給不申候様ニ、是又可被申付候、以上、

十二月 日、

一八日、晴、地震不止、星甚月ニ近シ、

一九日、晴、朝卯中刻、餘程ノ地震アリ、夜ニ入、星甚月ニ近シ、

一今日被 仰出書付、

覺、

一今度地震火事ニ付テ、作事申付候義、前々モ相達シ候通、分限ニ應ジ、彌輕可仕候、タトヒ 御成筋ニテモ、急不申、緩々普請可申付事、

一衣服其外、向後結構無之、音信贈答料理等ニ至ル迄、輕ク可仕候、惣ジテ奢ガマシキ儀、可爲無用事、

一最前モ申渡候通、火ノ本彌念入可申付候、若出火候ハバ、精出シ早速消可申候、尤近所ヨリモ早々カケ付ケ消之、大火ニ不成様ニ可仕候、

一火事場江馬上ニテ見分遣候儀、堅可爲無用事、

一火事之節、晝夜ニ限ラズ、所々御門并橋々、往來不滯様ニ可仕候、且亦所々橋際江諸道具差置間敷候、此段兼テ

向々江可申付置候、右之通被 仰出候間、堅可被相守候、以上、

十二月 日、

一地震ニ付、相刃鎌倉鶴岡八幡ニ於テ、御祈禱被 仰付候、御札卷數等、今日献上ニ付、如左參上、

鶴岡大別當

相承院

同 神主

大友山城守

同 小別當

光昌

一十日、晴、風吹、午刻ヨリ和、卯刻過、近日無之程ノ地震ス、今夜モ星甚月ニ近シ、

一十一日、晴、今曉地震強シ、今夜モ又星甚月ニ近シ、

一十二日、晴、夜丑刻強地震、平生ナラバ甚地震ト云フ程也、

小ユリハ度々、

一十五日、晴、地震未止、

一十六日、晴、今曉烈風、申刻一度、夜ニ入三度、ヨホドノ地震ス、

震ス、

一十八日、晴、地震未止、

一十九日、晴、地震未止、

一廿一日、晴、地震未止、夜ニ入曇、辰巳ノ方電ノ如シ、戌ノ刻ヨリ晴、<sup>トラ</sup>ノ刻月ノアタリ雲赤キ事甚<sup>(クカ)</sup>ニシテ、丸サ九尺

計也、右ノ雲ムラ／＼トイタシ、月ノ近クハ色ウスク、ソトノマハリ程赤ク、烟ノ如シ、常ノ月ガサトハチガヒタル様ニ見ヘタリ、

一廿二日、晴、巳ノ刻ヨリ富士南ノ風甚、夜ニ入風雨、丑ノ刻風雨甚強シ、才ノ中刻風雨靜マル、地震未止、

一鹿島大宮司ヨリ、地震ニ付、御祈禱ノ御札、献上ノ由、

元祿十七甲申年正月大、

一騒シカリツル元祿十六年モクレテ、新玉ノ春ニナリヌレド、江府中ノ諸屋ノ普請事シダクテ、年禮勤ル者モマレマレナリ、剩ヘ地震年ヲコヘテ止マズ、イカニ成行ナント心盡シセシニ、彼菊太夫ガ方丈記ニイヘル如ク、日ニ五六度ニナリ、一日一度、又ハ日マセニナリ、段々ウスクナリユキテ、今年ノ五六月ノ比、イツトナシニ止ミ侍リケリ、

二月小、

一十九日、未ノ刻前、ヨホド地震、

三月大、

一十一日、晴、

一東叡山領、神田小柳町味噌屋市郎兵衛土藏、二間梁二十間ホド有之候、今夜四時、隣小左衛門ト申町人、裏屋カリ小屋ノ上江、右ノ土藏崩カ、リ、小屋潰、男女十五人ノ内、十

三人相果、二人ハ半死半生ノ由、

私云、舊冬ノ地震ニクツロギタルヲ、ナヲサズヲキタル故ニ、崩レタルカ、家込ノ所ニ土藏持タル人心得ベシ、思ハザルノ死亡、憐ムベキ哉、

四月小、

一十日、晴、酉ノ刻ヨリ雨、夜中地震兩度、亥ノ中刻、西ヨリ東ヘ白氣立、

一十一日、快晴、亥ノ中刻、西ヨリ東ヘ白氣立、

一十二日、晴、巳ノ刻、西ヨリ東江布ノ如ク白氣現ス、

一十四日、晴、酉ノ中刻地震、戌ノ中刻過、月ニ一重カサアリ、雲ムラ／＼ト虹ノ如シ、

一十五日、半陰半晴、申ノ刻、頃日ニ無之程ノ地震ス、

一廿六日、晴天、午ノ刻地震、

五月大、

一十六日、晴、地震晝夜少、

一十九日、雨、晝過地震、

一相芴大山不動社堂、舊冬地震破損ニ付、金貳千兩、檜木五千挺、修復料ニ下サル、由、

舊冬ノ大變ニテ、江都ノ騒動斜メナラザリシニ、忝クモ大君ノ御武威強ク、御仁惠深キニヨリテ、御破壊ノ修理、諸

民子ノ如ク來、日ナラズシテ、土木功成リ、下ガ下ニ至ルマデ、營ミ治メテ、寒餓ノ患ナク、鼓聲踊躍ノ樂ニ誇ルハ、有難キコトナラズヤ、

或人、中院殿、今度ノ地震ニ付テノ御詠歌トテ語リシハ、

クニツカミ、千代ノイハホヲ、ユリ居テ、

ウゴカヌ御代ノ、タメシニゾヒク、

〔元祿十六年記〕

十一月廿二日、江府大地震云々、

十二月九日、於内侍所被行臨時御神樂、依江府大地震火災等也云々、

十七年二月八日、關東使横瀬駿河守參内、依關東地震内侍所御祈御禮也、

三月十三日、改元爲寶永元年、依東國地震也云々、

〔折たく柴の記〕

我初湯島に住みし比、元祿十六癸未のとし、十一月廿二日の夜半過る程に地おびたゞしく震ひ、始て目さめぬれば、腰の物ごもとりて起出るに、こゝかこの戸障子皆倒れぬ、妻子ごもの臥したる所に行てみるに、皆々起出たり、屋の後の方は高き岸の下に近ければ、皆々引ぐして、東の大庭に出づ、

地裂る事もこそあれとて、倒れし戸ごも出し並べて、其上に居らしめ、やがて新しき衣にあらため、裏打たる上下の上に、道服きて、我は殿に參るなり、召供の者二三人ばかり來れ、其余は家に留れと云て馳出づ、道にて息きる事もあらめと思ひしかば、家は小船の大きな浪に動くが如くなるうちに入て、薬器たづね出して、傍に置つゝ、衣改め著し程に、彼藥の事をばうち忘れて馳出しこそ、恥かしき事に覺ゆれ、かくて馳する程に、神田の明神の東門の下に及びし比に、地亦おびたゞしく震ふ、こゝらの商人の家は、皆々打あけて、多くの人の小路に集り居しが、家のうちに燈の見えしかば、家倒れなば火こそ出べけれ、燈打消すべきものをこそと、走りてゆく、昌平橋のこなたにて、景衡の(時に朝倉余三といひし)我方に馳來るにゆきあひて、あとの事よきにはからひ給ひといひすて、ゆく、橋を渡りて南に行て西に折れて、又南せんとする所に、馬を立てあるものを、月の光りにみれば、藤枝若狹守也、これは地の裂て水の湧出れば、其深さ廣さのはかりがたさに、かくてありしなるべし、つゞけやものごもといひて、一丈餘りになりて流るゝ水の上を、はね越えしに、供なるものごも、同じく越えぬ、その水越えし時、足をうるほしければ、草履の重くなりて行難かりしかば、あ

らためはきて馳る程に、神田橋のこなたに至りぬれば、地又  
おびたゞしく震ふ、多くの箸を折ごどく、又蚊の集りなくご  
どく鳴る音のきこゆるは、家のたふれて人の叫ぶ聲なるべ  
し、石垣の石走り、土崩れ、塵起りて空をおほふ、かくては橋  
も落ちぬと思ひしに、橋と臺との間三四尺ばかり崩れしか  
ば、跳りこえて門を入りに、家々の腰板の離れて、大路に  
横たはれる、長き帛の風に翻りしがごどく、龍口に至て遙に  
望みしに、藩邸に火起れり、その光の高からぬは、殿屋倒れ  
て火出しやと、いと覺束なくて、心はさきに馳すれども、足  
はたゞ一所にあるやうに覺ゆ、爰より四五町が程行しと思  
ふ比に、馬の足音の後ろの方にするを願れば、藤枝のはせ來  
るなり、我茲までは來れど、ゆく末の事計がたければ、若狹  
守殿とこそ見まゐらすれ、あの火の有さま覺束なく侍るも  
のかなと云しかば、されば候、來らせ給へ、馬上に候は御ゆ  
るし蒙らんといひて馳せ過ぐ、やがて日比谷の門に至るに、  
番屋倒れ、壓れて死する者の苦しげなる聲すなり、かここに  
又馬よりおり立て居しものを見るに、藤枝也、これは櫻門の  
瓦の、南北の檐より地に落かさなりて、山の如くになりたれ  
ば、こゝえ難きによれるなり、いたゞせ給ひと云て、伴ひて其  
上を越え過て、小門を出てみれば、藩邸の北にある長屋の倒

れて火出しにて、殿屋には遙に隔りたれば、胸開けし心地  
す、藩邸の西の大門開けて、遠侍の倒れし見ゆ、藤枝こゝよ  
り入らんとす、某は常に西の脇門より参りぬれば、かこよ  
り入候はんといひて別れぬ、かくて脇門より入て見るに、家  
家皆倒れ傾きたれば、出たちてある人に、路梗がりてゆくべ  
からず、そこを過て、常に参る所に至りたれば、其所も倒れ  
て入べからず、藤枝又其ほとりにイみ居しを伴ひて、御納  
戸の口といふ所より入たり、こゝかここの天井落かよりし  
所々を過て、我は常に祇候する所に参りに、今の越前守詮  
房朝臣の、こなたの方に来るに行あひて、御恙もわたらせ給  
はぬ事を聞き、かゝる時に候へば、推参し候といひすて、  
常の御坐所に参るに、其庇の内に東の屋の倒れかよりしあ  
り、近習の人々は南の庭上に立居たり、上にはあなたの庭に  
おはしますなりといふ、戸田、小出、井上などのおとなたちも、  
茲に入來る時は庭上に上ぬれば、五十嵐といひし人にいひ  
語ひて、(今の二十郎の若き時の事なり、御小納戸衆にてあ  
りき、)御座に敷れし疊を十帖ばかり庭上におろして、皆々  
を其上に座せしむ、地震ふ事しきりなれば、座せし後の池の  
岸崩れくして、平かなる池も狭くなれり、かゝりしほどに、  
酒井左衛門尉忠真、仰をかうふれりとして入來りて火を防ぐ、

## 震災豫防調査報告第四十六號

甲

火熾りならんには、御座を移さるべしなど聞ゆるに、御袴ばかりに御道服めされて、常の御所の南面に出で立せ給ひ、某がさふらふを御覽じてめす、御椽に参りしかば、地震の事つぶさに問はせ給ひて、後に奥に入らせ給ひぬ、夜も明けぬべき比に至て、おほやけに参り給はんと聞ゆ、某、長門守の耳につきて、地震ふ事猶しきりなり、参らせ給はん事いかにやといひしに、我も左こそは思へど、止め申べき事にあらずといふ程に、出たせ給ひたり、かくてかの火出し所に往て見るに、倒ふれし家に壓れ死せしものごもを引出したる、こゝかしこにあり、井泉悉くつきて、水なければ火消すべきやうもあらず、(此時御庭の池水を汲むと云しを、今の曲淵下野守の、此水用ふべき時ありといひて、ゆるさざりし、いかに思ひしにや、覺束なし、)かゝりし程に、今の隱岐守藤詮之の我をいざなひて、兄の詮房朝臣の家の庭に入りて膳を進む、よべ侍醫の坂本と云し人の、(養慶といひき、)庭上に来りて、我を引のけて、袖より物出して與ふ、湯に浸したる飯を、茶碗に盛しなりき、それを喰し後程經しかば、飯うち食ひ、酒うち飲みて出づ、今の市正藤正直の家の前を過るに、呼入て茶を與へたり、かゝりし程に飯らせ給ふと聞て、入らせ給ふべき所にゆきむかひてむかへまゐらす、それよりおとなど

ちと我と四人打連れて、いづこにやありけん、ほそき渡殿のある所を経て、常の御座のかたにゆくに、作りあはせの所に至る、人々は草履を袖にしたれど、戸田は其用意なしと見ゆ、我はかゝる事こそあれと思ひて、はじめ庭上に有し時、そこらの草履を左右の袖にしたれば、取出で與ふ、かゝりし程に、再びさきの所に出させ給ひ、某をめて、我幼き時に上野の花見しもの共の群居しを見しに似つるかなと仰られて、笑はせ給ひぬ、とかくせしほどに、火も打消しぬ、日既に午の半にもなりぬべき比、また出させ給ひて、某をめす、参りしかば、妻子共の事、其後の事聞えしにやと仰あり、よべ参りし後に、こゝにのみさふらひて、それらの事も承らすと申す、我、谷中の別業に行時に、人の教へたりしを思ふに、居所は高き岸の下に有しとこそ覺ゆれど仰らる、さん候と申す、いとゞ覺束なきことなり、かくては地震ふこと數日を經め、震ひし初の如くならんには、あひかまへて來るべからず、とゞゞ家に歸るべしと仰下されしかば、罷出で、召供の者に尋ねあひて、よべのまゝに侍ひしにやと問に、けさとゞ家に殘せし者どもの來り代りぬれば、家に歸りて物喰ひて、又参れりといふ、是によりて妻子の事故なかりし事もこりぬ、心靜に家に飯りぬれば、未の初には過ぬ、明の日

藩邸へ参りしに、殿屋悉く傾きたれば、東の馬場に假屋うたせ給ひておはします、地なほ頻に震ひぬれば、必ず火起りぬべしと思ふに、我ぬりこめの傾ふく迄はなけれど、壁の所々崩落しあまた所あれば、崩れしつち水に浸して、其やぶれを修め塗らしむ、思ひし事の如くに、同き廿九日の夜に入て火起れり、資財悉くぬりこめに納めしかど、思ふに地震ふ事止まず、ぬりこめ倒れん事もはかるべからず、又修め塗らし處の土未だ乾かず、火勢さかりにして、新舊の土の間ひらけなば、内に火の入らん事も料り難く、やがて其邊りの地に坑ほらせて賜りし處の書ども、又手づから抄録せしものども、ぬりこめより取出して、かの坑の中に入れ、疊六七帖その上にならべ置て、土厚くきりかけて家を出づ、こゝかこにて火のために道を遮られて、火勢やとおそろへし時に、その焼過し跡の道を経て、家に歸りて見るに、彼書を埋みし坑に近き岸の上なる家の焼落たるが、火未だ消すぞありける、頻に水を注ぎて火打消して、焼たる家の柱など取のけて見しに、其家の落ぬる時に、彼埋し所の土をばうちくちらして、上に重ねし疊のやけうせ、下なる疊に火すでにつきし程に歸り來りける也、ぬりこめは思ひしに似ず、倒れもせず、焼も失せず、さらば初坑うがち書納し事は、徒に力を勞せしなりけり

といひて笑ひぬ、

〔松蔭の日記〕

みやま木自元祿十六冬  
至寶永元春

此ごろ大なるふりて、いとおそろしくしき事、いへばおろかなり、霜月廿日あまりのあかつき、いみじうさむき頃、やのうちにもおらず、さわぎまごひたる心地、何にかはにん、むかしみくにきつたへたる事はあれど、まのまへにはどかく大地くづれかへすばかりのことは、たれもまだしらす、あさましうめづらかなりとおもひまごふ、あづまぢの國あまた時をたがへずふりたり、海ちかき所などは高しほどかいふものいりたり、そのわたり、家るも残らず、人もみなとらねにけるなどいふをきく、心ちいみじうあさまし、此あたりはしらかたぶき家くづれたふれたるなど、めにもみ、きくもつたへて、なほいかゞあらんと、上下やすき心もなくおもひあへるに、いましも心きもつぶるゝばかりのなひは、目を(お)ふれごよるひるやまず、さるは世の中(ればカ)には人もあまたそこなはれにけりなどいふに、かこころのがれたるは、さるにても神佛のまもりおろかならざりけりと、みな人おもふべし、○中 目をふるまゝに、なるもやうくまごふになりつゝ、よの中心おちるたり、かくながらはかなく年もくれぬ、春になり

元祿十六年

ては、げにものごとにあらたまりゆくまゝに、人の心もをのづからのごけくなりて、世の中ふるとしのなごりもなし、ほご／＼にをのがよろこびこつと、さへづりかはすもことはりに、またあはれなり、○下略

〔秋元家舊記〕一名萬覺帳、

○コノ舊記ハ家老役所ノ日乗ナリ、元數百卷アリシト聞エタレド、今ハ散逸シテ僅ニ十ノ一ヲ存セリ、

元祿十六年

十一月廿二日之夜八ツ半時、大地震、御廣間唐破風破損、御上屋敷武具土藏、并御納戸方土藏、若殿様御土藏破損、

十七年二月六日

去年十一月廿二日夜大地震仕、下拙宅震崩シ、難義仕罷在候、御代々御宿之御事ニ御坐候間、殿様以御慈悲普請仕、先規之通不相替御宿仕度奉願上候、御救被爲仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上、

大磯御本陣

正月

尾上市右衛門

御役人御衆中様

右願之通被仰付候、

〔温故年表〕

元祿十六年癸未十一月廿二日夜ヨリ、地震度々也、超月震ヒ不

止、

〔武江年表〕

元祿十六年十一月廿二日、(宵)霄より電強く、夜八時地鳴る事電

の如し、大地震、戸障子たふれ、家は小船の大浪に動くが如く、地二三寸より、所によりて五六尺ほど割れ、砂をもみ上、

あるひは水を吹出したる所もあり、石垣壞れ、家藏潰れ、穴藏揺あげ、死人夥しく、泣さけぶこゑ、漸に囂し、また所々毀

たる家より失火あり、八時過津波ありて、房總人馬多く死す、内川一ぱい差引四度あり、此度より數度地震あり、相刃

小田原は分て夥しく、死亡の者凡二千三百人、小田原より品川まで一萬五千人、房劔十萬人、江戸三萬七千餘人、

内廿九日火災の時、兩國橋にて死るもの、千七百三十九といへり、

なりしよし、ものに誌せり、此時深川卅三間堂覆る、廿四日夜より雨ふり、明がたに及でゆり止む、其後十二月まで震ふ事しば／＼なり、

國津神、千代の岩をもゆりするて、うごかぬ御代のためしにぞひく、

中院通茂卿

十七年二月廿七日、地震、四月まで度々震ふ、



〔異説區々〕

澁川助左衛門は、碁打にて、安井算哲といひし也、貞享改曆被仰付て、天文者に被召出、それゆゑ碁打の時の引付にて、寺社奉行の支配也、碁打の時、北斗の先と云て、盤の眞中の星へ石を置いて、是を工夫してけり、妙手にて有しと也、しかれども道策本因坊に及ばざりしと云、天文を學ぶに、京の大佛の二階に登りて、夜々星をうかゞふ事三年なり、心用出精の事也と云、星を見習ふ者の云、常人の星へ指すに、あれのこれのと思ふに、助左衛門の指すには、直にこなたにて見つけざり、達人の妙也と、

癸未十一月廿三日大地震の時、助左衛門御城へ訴へけるは、今夜大雷か大地震にて可有之、御さわざ不可被遊と言上仕るよしを申上げると也、たしか成見やう也、

右之夜地震の時、越前家登城の時、皆鍔鉢をかぶりて御供せしと也、

寶永三年九月十五日庚午、江戸地強ク震ヒ、城壁ヲ損ゼリ、

〔文露叢〕

寶永三年九月十五日、夜四ツ半時地震、四年以來強ク、御石垣、塀、少々破損、

〔秋元家舊記〕

寶永三年九月十五日、夜四ツ半時、一兩年不覺地震致、御座敷其外所々破損有之候、

〔承寛雜錄〕

寶永三年戌九月十五日、夜強地震、

〔武江年表〕

寶永三年丙戌九月十五日、亥下刻大地震、十一月四日戊午、佐渡國地震フ、

〔佐渡年代記〕

寶永三丙戌年十一月四日、夜丑之刻地震、

同四年十月四日壬午、大和、攝津、紀伊、伊勢、尾張、三河、遠江、駿河、甲斐、伊豆相摸、近江、長門、阿波、讚岐、伊豫、土佐、豊後、日向等ノ諸國、地大ニ震ヒ、屋舍頽潰シ、人畜死傷スルモノ其數ヲ知ラズ、續テ海嘯大ニ漲リ、土佐、伊豫、阿波、豊後、日向、長門、攝津、伊勢、三河、遠江、伊豆等、其害ヲ被レリ、

〔基熙公記〕

寶永四年十月四日壬午、天快晴風靜、未上刻大地震動、庭中水船水コボル、十分之中五分斗也、諸人騒動、道歩者七八町許歩程之間也、昔<sup>廿六年巳前五月</sup>一日、有大地震、有大地震事、其時之地震ノ五分ノ一也、凡月中晝夜五三度、小震不已、至十二月始漸止、雖然時々有小震、九月末已後、天氣多晴風不吹、雖然暖氣甚不應時世間、調子不快、不審之處、有此變、地震四國以外云々、任聞傳注之、但悉注實、於疑事者不注之、四國土佐大震、國中十二七ツ破損、人民四十萬人死云々、雖

震災豫防調查報告第四十六號

甲

然猶非微細、大概云々、及十二月人民城下郷里潮未退云々、  
替刃、伊豫、阿波、右同前之中、十二五分、人民死其數三分ノ  
一歟云々、

五畿内、攝津之内大坂大破、民屋五分之一崩、又河口大船中  
ニアル者等、彼是二萬五千許死云々、但非微細、大概注進之、  
船中民人、尤其數不及數、其外之事者、穩密不注進關東云々、  
紀州同前云々、

大和國社寺等、<sup>(各カ)</sup>名々無異、興福寺廻廊卅間許倒云々、社邊石  
燈籠、十二五六倒、其外無異云々、  
多武峰無異、寺間少々破損云々、

住吉社近年大破之處、今度地震、一所も不及破損云々、奇妙  
奇妙、雖末世神威可信々々、凡今度地震、大社大寺等無異無  
事云々、可尊敬々々、法華寺塔轉倒、大破經年、尤可然々々、  
山城國洛中洛外無破損、尤平安城之由、萬人感信之云々、  
中國雖有地震、大概如京都云々、

東海道所々大破、記不違、于中荒井海邊、人民屋家、悉皆轉  
倒、渡海不自由、依是本坂ヲ通云々、

凡今度地震、未申方ヨリ起至寅丑、關東大概四十ヶ國地震、  
不記及云々、大變絶言語外無他、可慎々々、但大樹公政務、萬  
人含恨歎、勿謂事々々、

〔兼香公記〕

寶永四年十月四日壬午、晴、午半刻夥敷地震、依之窺參 内  
院中御機嫌、

五日癸未、晴、

昨日地震以後、至夜中今日動事數ヶ度也、

後聞、地震大坂動事夥、川筋淀邊人家多流、人死事數ヶ人、其  
外宮寺崩破事數ヶ所也、追々他國大變事有沙汰、

〔承寬禰祿〕

寶永四亥年十月四日、中國西國筋大地震、

〔文露叢〕

寶永四年十月四日、卯刻地震、

五日、未刻モ地震強シ、加賀守申渡、於中間在合面々々、

一時分柄ニ候間、火ノ元入念可申由、

一未年大地震之砌、被仰出候通、地震之時分、御庭へ何茂

罷出候様ニ可仕由、

相刃小田原地震強ク、伊豆下田津浪、民家多ク浪ニテ取ラ

レ、人死有、

今度地震、久能破損ニ付、見分御暇、明七日發足、於御前御羽

織頂戴、

稻垣對馬守、○若年寄、  
重富、

十四日、飯府、

金三枚、時服二、羽折、  
小普請方 福王市左衛門

銀三枚、時服二、  
棟梁 柏木太郎右衛門

同三枚宛、  
小普請方手代三人、

甲身延山富士川口崩レ込、三日程歩行ニテ通ル、駿河四日

五日ノ地震、駿府御城内、並遠勿新居關門損ジ、町屋津浪、三

州城々宿々、上方程強ク、大坂ニテ棟數六百軒、竈數一萬六

百軒倒レ、押ニ打レ死人三千廿人、津浪アリ、土佐國大地震、

津浪ニテ田畑悉海ニ成ル、

荒井、白須賀、桑名宿ナド、高浪ニテ流潰家多、行方不知、死

人多シ、

十二日、今度地震ニ付、道中筋上方邊見分可仕由、翌十三日

御暇、金五枚宛、

安部式部

坪内角左衛門

(田所氏記録)和歌山縣西牟婁郡田邊町大字中屋敷町、  
田所入穂藏藏本、

○コノ記録ハ、嚮ニ本會ヨリ田所氏ニ託シテ抄寫セシモノナリ、

寶永四丁亥年、

一十月四日、未上刻大地震、土藏古家搖リ崩、間モナク津浪

上リ、本町、片町、紺屋町、多ク流失、江川浦不殘流失、田邊

大橋落申候、何様急ナル事故、老人小供流死二十四人、牛

馬犬猫等之死亡數不知、人々蓬萊山、上野山等へ逃去候、

船モ家モ一所ニ成、夕方迄津浪三度來申候、夜ニ入候而モ

可來哉と皆々山上ニ臥シ申候、夜分松明提燈ニ而道具拾

ヒ寄候ニ付、紛レ込盜賊多有之、御役人御制度被成候得

共、一向行届不申候、

覺

一家數四百三十一軒、  
町、

内

百五十四軒、  
流失、

百五十八軒、  
潰、

百十九軒、  
大破、

一藏百三十五箇所、  
同、

内

六十箇所、  
流失、

七十五箇所、  
潰、

一家數二百八十軒、  
江川浦、

内

五十五軒、  
潰、

二百二十五軒、  
流失、

一藏十六箇所、

震災豫防調查報告第四十六號

甲

内

九箇所、

七箇所、

一流失人二十四人、

内

七人、

十七人、

潰、

流失、

男、

女、

ノ

一浦邊在中村々之儀、田邊町同様ニ崩候筋、流レ候筋、夥敷有之、委細書記スルコト能ハズ、

一此度大浪ニ而往來道橋道路通り難キ所々、只今急ニ御普請難成候間、先ヅ百姓共繕ヒ仕候而往來通路仕候様、御通達有之候、

一十月十四日御達左之通、

此度津浪ニ而金銀札并諸道具流散候由ニ付、町在之者共之内、過分ニ拾取候者モ有之由、失候者共不便成義ニ候間、如何様之物拾ヒ候哉、拾ヒ候ハ、相應ニ其者共ニモ爲取可申候間、隠シ置不申達出候様、若シ隠置、外ヨリ相知候ハ、急度科可申付者也、

十月、

一米三十九石、御上ミヨリ御救扶助ニ被下置候、是ハ田邊町許リ之分

一田邊組村方之内、西ノ谷、糸田、目良、湊、神子濱、敷、新庄、

七ヶ村、御上ヨリ御救扶助米十一石九升、并麥種三十石、

農具料銀一貫六百九十二匁五分被下置候、又其後右七ヶ

村へ米三十七石二斗、麥百二十四石、糠二十八石八斗、鹽

四十五俵被下置候、

一十一月廿二日御通達、

此度地震津浪ニ付、大工日雇共賃銀高ク取申者有之様相

聞候、追而定メ遣シ可申候、

十一月廿二日、

一地震之節、武藏、相摸、駿河三ヶ國、砂積申ニ付、從 公儀

高掛百石二兩ヅ、出金被仰付、翌年六月廿一日、目錄認

相達、

覺

田邊領

一高三萬四千三百三十四石八斗九升、

内

九拾八石四斗五升六合、 引高、

殘高三萬四千二百三十六石四斗三升四合、

此金六百八拾四兩貳歩ト、銀拾參匁貳分貳厘、

内

金五百四拾八兩一步、銀九匁一分七厘、

上納、

金百三拾六兩一步、銀四匁五厘、

是者地震津浪ニ而、只今取立難仕分、

右之通、

一寶永六己丑年三月、左之通書上、

覺

田邊町、

一流家二百六拾九軒、

一潰家二百七拾四軒、

〆五百四十三軒、

内

五十三軒、

建直シ、

三百二軒、

小屋掛、

六十九軒、

潰家押直繕、

百十九軒、

未建家、

右之通ニ御座候以上、

丑三月

田邊町大年寄、

連名、

(御當家年表) 史料編纂掛  
土佐探訪本、

寶永四年十月四日、大地震、津浪、御國中大破損、死人千八百

四十四人、江戸へ御届、御使者山内主馬被差立、

(谷陵記) 土佐國群書  
類從所載、

寶永四年丁亥十月四日、未ノ上刻大地震起リ、山穿チ水ヲ漲  
シ、川埋リテ丘トナル、國中ノ官舎民屋、悉ク轉倒ス、迺ント  
スレドモ眩テ壓ニ打レ、或ハ頓絶ノ者多シ、又ハ幽岑寒谷ノ  
民ハ、巖石ノ爲メニ死傷スルモノ若干也、係ル後ハ必高潮入  
ナル由言傳フナドツブヤク所ニ、同下刻津浪打テ、海邊ノ在  
家一所トシテ殘ル方ナシ、未ノ下刻ヨリ寅ノ刻マデ、晝夜十  
一度打來ル也、中ニモ、第二番、津浪高ク、山ノ半腹ニアル  
家モ、多ク漂流ス、國中ノ死人二千餘人、當國ニ不限、伊與、  
阿波、紀伊、攝津、長門ノ海邊モ、頗ル破壊ニ及ブ、其外西國、  
中國、關東ハ地震計ト云、江戸ヨリ大坂マデノ模樣如斯、  
江戸、駿河原マデ小地震、芳原家倒ル、死人ナシ、神原、油井  
破損、清見寺膏藥屋、不殘潰ル、澳津、江尻、家大ニ倒ル、岡部、  
藤澤、島田、金谷、日坂、上ニ同ジ、懸川家大ニ潰ル、袋井不殘  
潰、見附、濱松半潰レ、舞坂同ジ、荒井津浪打テ、御番所流ル、  
二川半潰、吉田城潰ル、町家モ大ニ破損、御油、赤坂、藤川事  
ナシ、岡崎小破、橋落ル、地鯉鮒事ナシ、鳴海、宮半潰、大垣城  
破損、桑名事ナシ、四日市マデ橋ナシ、四日市半潰、石藥師、  
庄野、龜山小破、關、大津マデ小破、

震災豫防調查報告第四十六號

甲

大坂、

地震崩家一萬四千十五軒、○高潮入大船小船競落ス、橋數三十八、○家潰レ壓ニ打レ、或ハ高潮ニ溺ル共、死人壹萬五千二百六十八、

又隣國ノ様子、

德島、土屋敷二百三十軒、民屋四百軒地震ニ潰ル、潮入ハナシ、黒土浦郷共、潮入亡所、富岡浦郷小破、橋半亡所、泊浦小破、井佐ヨリ志和木マデハ、存亡不知、由岐兩浦共亡所、溺死夥シ、淺川、在家大形流失、死人少シ、海部、堅浦事ナシ、鞆小破、宍喰亡所、死人少ナシ、

宇和島城領小破、本町、裏町、新町、弓町、糍崎迄大潮入、家財悉ク流失、吉田浦ト云所ハ、民家五十軒計流失、此所ノ潮ノ高サ、平地ヨリ八九尺計上ル、今治領、吉田領、松山領モ、海邊ノ郷浦悉ク大潮入ケレドモ、大破ハ無シ、總テ當國潮入在所々、田苑ハ云ニ不及、故ノ市井ハ大半海底ニ沈没シ、嶮山却テ平地トナリヌレバ、新ニ國土ヲ生ジ出シタル心知也、凡ソ世ノ中ノ物語ハ、サシモ異々シク聞エシモ、面ノアタリ其實ヲ失フコト多カルニ、此程ノ損廢ハ引カヘテ、言語文墨ニモ盡スコト能ハズト云ヘドモ、其梗槩ヲ記スコト如左、

安喜郡

甲浦 亡所、潮ハ山迄、御殿並寺院三ヶ寺、水主ノ家三軒殘

ル、番所一軒屋具計殘ル、舟越ト云所ハ潮入ケレドモ家流レズ、

白濱 亡所、潮ハ在所殘ナシ、家ハ少シ殘ル、

河内 此村ノ土地ハ所々入込有之故、詳ニ難記、大體三ヶ一

ノ亡所、潮ハ山迄、

生見 潮ハ田町ニテ、家ハナシ、

野根 事ナシ、

崎濱 事ナシ、

椎名 事ナシ、

三津 事ナシ、

津呂 事ナシ、

室津 耳崎ヨリ打入ル潮ニ、湊ノ東水尻ト云所ノ家流ル、其

外事ナシ、

浮津 事ナシ、

元 磯邊ノ家少流ル、潮ハ田丁三ヶ一迄、慶長九年潮ヨ

リ、六尺卑シト云フ、

吉良川 事ナシ、

羽根 事ナシ、

奈判利 濱ノ在家亡所、御殿邊ノ家流ル、潮ハ田丁殘ナシ、

田野 事ナシ、

安田 事ナシ、

唐濱 潮ハ田丁迄、家ニハ不入、

下山 事ナシ、但幸野家ハ流ル、

伊尾木 潮ハ山迄、家少シ殘ル、

川北 松田島窪田モ亡所、柄川本村事ナシ、

土居 本村ハ事ナシ、玉作ハ半亡所、

安喜濱 半亡所、潮ハ田町十丁程迄、新庄新在家亡所、

赤野 潮ハ田丁迄、流家ハ少ナシ、

和食 潮ハ田丁ニ少シ入、

香我美郡

手結 亡所、潮ハ山迄、山上家少シ殘ル、

下夜須 半亡所、横濱知切ノ家ハ悉ク流ル、潮ハ大宮ノ庭

迄、此濱ノ笠松流ル、屈枝蟠根、無雙ノ名木也、可

惜、

岸本 亡所、潮ハ山迄、

王子 潮ハ田丁迄、家ハ山上ニアル故事ナシ、

赤岡 潮ハ在所殘ナシ、流家ハ三ヶ一、

古川 半亡所、流家少シ、

芳原 亡所、濱ノ並松ノ外ニ古田出ル、畔ノ形顯然タリ、地

一反計リハ並松ノ西ノ端ニアリ、庄屋ヤシキヨリ申

酉ニ當ル、庄屋々數ハ古ノ土居ノ跡ナリ、地二十代バ

カリハ並松東ノ端少シ西ヘヨリテ、同所ヨリ辰巳ニ

アタル、里人云、此所沙濱モ高潮推剝推流ケレバ、今

ニシテハ此古田ノ幾ハク底ヨリ出タルト云コトヲ不

知、但此松杉ハ昔ヨリ當所ノ墓地ニシテ、常ニ七八尺

掘ルト云ヘドモ、終ニ如斯ノ土ナシ、爰ヲ以テ相計レ

バ、深サ一丈ノ内ナラン、○愚按ニ、右ノ古田、秦氏ノ

地檢帳ニモ不載、何レノ代没セシト云コトモ據ナシ、

上ニ三圍ノ松樹生植スレバ、決シテ三四百年來ノ物

ニアラズ、

野市 潮ハ芳原境迄、家少シ流ル、

物部 三ヶ一亡所、廿四人死、

上田村 在家中半迄潮人、流家少シ、

下島 亡所、

久枝 亡所、

下田村 亡所、

前濱 半亡所、

長岡郡

里改田 潮ハ家迄、

震災豫防調査報告第四十六號

甲

濱改田 潮ハ田丁殘ナシ、家ニハ中半迄、流家ナシ、

十市 潮ハ田丁中半迄、

池 潮ハ田丁ニ少シ入、

仁井田 潮ハ山迄、在家ニハ三ヶ一、

種崎 亡所、一草一木殘ナシ、南ノ海際ニ、神母ノ小社殘

ル、誠ニ奇ナリ、溺死七百餘人、死骸海際ニ漂泊シ、

行客哀傷ニ不堪、且臭腐不可忍、

下田 潮ハ田丁殘ナシ、家ニハ三ヶ二、

衣笠 上ニ同、

五臺山 潮ハ山迄、家ニモ、

吸江 上ニ同、

八頭 潮ハ山迄、家ハ擔ヲ浸シ、冬ヲ經テ干落ザレバ、民

居所ヲ失ヒ、山處穴居ノ有様、目モアテラレズ、

桂島 上ニ同、

高須 上ニ同、

介良 潮ハ田丁中半迄、

大津 上ニ同、

土佐郡

布師田 潮ハ田丁中半迄、家ニハ少シ、

一宮 潮ハ二王門迄、

筋野 潮ハ田丁迄、

比島 潮ハ山迄、家ニモ、

秦泉寺 潮ハ田丁迄、

江ノ口 潮ハ在所殘ナシ、家ニハ三ヶ一、

高知 堅固ニ設タル家ハ、地震ニ倒レ、或ハ破損、御城ハ

全シ、潮ハ町ハ眞如寺橋ヨリ北見通シ限リ、江ノ口

堀筋ハ常通寺橋ヨリ、潮江川ハ常通寺嶋限、新町下

知ハ海ニナル、

潮江 潮ハ山迄、家ニモ、

右内海分ハ、初ノ打入シ日ヨリ定潮トナリ、聊モ干満ナ

シ、潮江、下知、新町、江ノ口ヨリ、一宮、布師田、大津、介

良、下田、衣笠迄、一般ノ海ニナリ、船ナラデハ通路ナシ、

吾川郡

横濱 潮ハ山迄、

瀬戸 潮ハ山迄、

御曼瀬<sup>ミマセ</sup> 浦戸亡所、潮ハ山迄、但家ハ三ヶ一、家具計殘ル、勝

浦濱モ亡所、

長濱 潮ハ雪溪寺ノ院内迄、西ハ日出野限、又ハ民家ニ

モ、流家鮮シ、

東諸木 潮ハ大堤限、戸原ノ家少シ流ル、



西諸木 潮ハ大堤限、西南ノ在家ニハ入、

甲殿 亡所、潮ハ山迄、

秋山 潮ハ甲殿境ノ田丁迄、

仁ノ村 亡所、潮ハ山迄、

西畑 潮ハ山迄、流家少シ、二淀川ノ潮ハ、入田村ノ渡場迄、

高岡郡

新居 亡所、潮ハ山迄、山腹ノ家少シ殘ル、

宇佐 亡所、潮ハ橋田ノ奥宇佐坂ノ麓萩谷口迄、山上ノ家軒殘ル、在家ノ後ノ田丁へ先潮廻シケル故、通路ヲ失ヒ、溺死四百餘人、

渭濱 在所盡ク海ニ没シ、深サ五尋六尋アルナレバ、別ニ記ナシ、

福島 上ニ同ジ、溺死百餘人、

龍 亡所、青龍寺客殿斗殘、蟹ガ池海ニ没ス、

井尻 亡所、

浦ノ内 谷口多キ村ナレバ、詳ニ難記、大體潮ハ山ヲ限、海際ノ家不殘流、

東奥浦 潮ハ山迄、東横浪、西横浪ノ家ハ、屋具計殘ル、鳴無大明神ノ拜殿モ潮入、潮田ハ海、

西奥浦 潮ハ山迄、家ハ高キ處故ニ無事、潮田ハ海、

押岡 潮ハ在所中半迄、流家ナシ、

神田 亡所、谷々民家田苑少殘ル、

吾井郷 潮ハ名越坂麓松ガ瀬川ノ奥迄、家ハ少シ殘ル、

土崎 亡所、民家田苑海ニ没ス、山上ノ家少シ殘ル、

多ノ郷 潮ハ本村ハ賀茂明神ノ奥ヲ限リ、大間ハ山迄、流家鮮シ、大間ヨリ名越ノ麓迄、一面ノ海ニナリ、往還山ヲ繞ル、

池ノ内 潮ハ田丁迄、當所ノ池今在家ノ二ツ石ト云所ヨリ突拔ケ、海ニ連ル、家ハ事ナシ、

須崎 亡所、潮ハ山迄、池ノ内村ノ池ヲ、近年新田トス、其溝渠深サ二間、横三間計、當所ノ故倉ト云處へ通ル、初ノ地震ニ橋々落ケルニヨリ、湊ヨリ湧入ル潮ニ、溺死スル者三百餘人、今在家モ亡所、

下分 亡所、潮ハ山迄、坂ノ川ト云山溪ノ在家少シ殘、樹木竹篁盡ク流失シテ、望洋如無涯、

下郷 半亡所、潮ハ上分村ノ大境遲越ノ川限、

野見 亡所、潮ハ山迄、

大谷 亡所、潮ハ山迄、山腹ノ茅屋三軒殘、

安和 半亡所、潮ハ燒坂ノ麓迄、山腹ノ家ハ殘ル、

久禮

亡所、潮ハ南ハ逢坂谷迄、中ハ常源寺ノ植松限、北ハ燒坂ノ麓迄、市井三ヶ二海ニ没ス、死人二百餘人、凡國中潮入ル所々、溺死スル者五人十人、或ハ二十人無ク能ハズ、種崎、宇佐、福島、須崎、久禮ノ大ヲ書ノ小ヲ書セザルハ、事繁ケレバナリ、

上加江

亡所、潮ハ山迄、

小矢井賀

潮入ケレモ、事ナシ、

大矢井賀 上ニ同、

志和

亡所、潮ハ山迄、

小弦津

潮入ケレモ、事ナシ、

大弦津

上ニ同ジ、

與津

亡所、潮ハ山迄、

幡多郡

鈴

半亡所、潮ハ山迄、

佐賀

亡所、潮ハ伊與喜ノ大境白石迄、山間ノ家少シ殘ル、

井田

亡所、潮ハ山迄、白濱モ同ジ、

有井川

半亡所、潮ハ山迄、家ハ山上ニアル故、多ク流レズ、一ノ宮親王ノ古跡多ク埋没ス、衣懸嵩ト云岩モ、定潮高クナルニ依テ不見、

上川口

半亡所、潮ハ山迄、家ハ山上ニ有故、中半殘、

蜷川

潮ハ田丁下モ迄、

浮津

亡所、

鞭

潮ハ山迄、上ノ家ハ無事、

口湊

潮ハ山迄、流家鮮シ、

入野

亡所、潮ハ山迄、此濱ノ松林八幡賀茂ノ兩社潮入ト云ヘドモ流レズ、賀茂ハ式社也、右松林ハ鞭ヨリ下田ノ口迄連續シ、其樹直キコト竹ノ如ニシテ、其長短モ無ク、一國ノ壯觀也シガ、所々キレ、或ハ打ヲリ、根コギニシ、又ハ根ヲ洗ヒ出シケル故、大半ハ枯木トナル、林ノ中間ニ古ヨリ潮ミチクレバ、横二十間計ノ江灣有ケルガ、高潮ホリウガチ、横四五丁計ノ海トナリ、田丁六丁程上ニ浪打際トナル、此村ノ地高千三百石、谷々ニ殘ル所ノ田畑、纔カニ九十石、里人生業ヲ失フモ理リ也、

鹿持カモチ

亡所、潮ハ山迄、山上ノ家ハ全シ、田丁ハ一面ノ濱トナル、矢玉猿飼ト云所ノ山間ノ薄田、少シ殘ル、沙漠渺々トシテ、旅客迷洋、

下田ノ口

亡所、

上田ノ口

潮ハ銅山ノ下迄、流家少シ、

田ノ浦 半亡所、潮ハ飯積ノ麓迄、平地ノ家ハ流ル、

出口 <sup>イデ</sup> 半亡所、潮ハ在所ノヒキ、所迄、

井屋 上ニ同、

下田 亡所、潮ハ山迄、山際ニ屋具計殘ル、家少シアリ、

鍋島 潮ハ田丁、家ニモ、窪田ハ海ニ成ル、

竹島 上ニ同、

井澤 上ニ同、

小津賀 潮ハ田丁迄、家ハ事ナシ、窪田ハ海ニナル、

佐岡 潮ハ田丁迄、家ハ事ナシ、後川ノ潮ハ敷地ノ中澤岩

田ノ境大要寺ノ門前堤ノ下迄、

中村 地震ニ家三ヶ二倒ル、潮ハ田丁窪迄、渡リ川ノ潮ハ

岩崎脇田ノ池限、

宇山 潮ハ田丁殘リナシ、津野崎境迄、十三端船一艘打上

ル、家ハ高キ處故無事、

津野崎 潮ハ田丁殘リナシ、家ハ上ニ同、

不破 潮ハ八幡ノ並松迄、家ハ上ニ同、

坂本 潮ハ香山寺ノ麓迄、家ハ上ニ同、

山路 <sup>ヤマヂ</sup> 本村ノ潮ハ田丁迄、木戸ト云所ハ家悉ク流ル、但窪

田ハ海ニナル、

眞崎 <sup>サキ</sup>

潮ハ山迄、家ニモ、流家鮮シ、田地不殘海ニ成ル、

深木 潮ハ山迄、家ハ山間故全シ、田地中半海ニ成ル、

間崎 潮ハ山迄、流家鮮シ、田地殘ナシ、

津藏淵 <sup>ツクラ</sup> 半亡所、潮ハ山迄、田丁中半海ニナル、

初崎 亡所、潮ハ山迄、一草一木無殘、

布 本村亡所、山腹茅屋二軒殘ル、名鹿モ亡所、立石ハ

無事、

下第 亡所、潮ハ菅ノ木迄、濱ヨリ行程一里、故ノ市井ハ

海底ニ沈淪シ、舸艦ヲ多ク繋ギヌレバ、外ニ可記ナ

シ、船ヲ壑ニ藏シ、山ヲ澤ニ藏ス、驚動再三、

鍵懸 <sup>カキカケ</sup> 亡所、田苑一面濱ト成、

大岐 亡所、潮ハ山迄、念西寺ト云寺、并民家三軒殘ル、是

皆山上ニアル故也、此外一草一木殘ナシ、田苑ハ一

般ノ沙濱ト成リ、浩浩乎トシテ、暗ニ胡國ニ迷フ、

南ノ山下ニ溱生ズ、久百モ亡所、

津呂 在所高キ所故、無事、

大谷 在所高キ所故、無事、

以布利 亡所、潮ハ天神山ノ峙五尺計下迄、市井海ニ沒、

窪津 亡所、潮ハ山迄、一王子ノ社迄殘ル、

伊佐 在所高キ處故、無事、

松尾 上ニ同、

震災豫防調査報告第四十六號

甲

大濱 亡所、潮ハ山迄、  
 中濱 上ニ同、  
 浦尻 亡所、潮ハ山迄、  
 清水 亡所、潮ハ越浦境ノ小坂ヲ打越シ、山間ノ家少シ殘ル、鹿島ノ宮流ル、  
 越 亡所、潮ハ山迄、賀久見ノ通路、舟ヲ用、  
 賀久見 半亡所、潮ハ山迄、山間ノ家ハ殘ル、  
 養老 亡所、  
 下猿野<sup>マシ</sup> 半亡所、潮ハ田丁殘ナシ、  
 三崎 亡所、潮ハ山迄、山半腹ノ家ハ少殘ル、田苑ハ一面ノ濱ニナル、龍串ノ奇石埋没ス、遺恨、  
 爪白<sup>ツ</sup> 半亡所、潮ハ山迄、汀ノ松樹悉ク流失、  
 下川口 亡所、潮ハ山迄、山上ノ家少シ殘ル、  
 片糟 亡所、潮ハ山迄、  
 貝ノ川 亡所、潮ハ山迄、山腹ノ家少シ殘ル、  
 大津 半亡所、潮ハ山迄、  
 小才津 亡所、潮ハ山迄、  
 才津野 潮ハ田丁殘ナシ、家ハ無事、  
 尾浦 亡所、  
 西泊 潮ハ山迄、

周防方 亡所、  
 小間目 亡所、  
 赤泊 亡所、  
 柏島 島ノ四面潮湧出シ、堤ト一般ニ成シカドモ、在家ニハ不入、今年八月十九日大風雨、波浪雲ヲ捲、汀淵ヲ打ハキ、魚ノ網代モ損没シ、民家不殘潮ニヒタ<sup>(瀧)</sup>リ、魚翁産ヲ失ヒ、悲歎セシカドモ、此程ノ難ヲ遁レ、愁喜忽地ヲカヘタリ、  
 一切 無事、  
 天地<sup>アマチ</sup> 亡所、  
 橘 亡所、  
 泊 亡所、  
 榑 亡所、  
 福良 亡所、山溪ノ家少シ殘ル、  
 小盡 亡所、  
 湊 亡所、民家田苑海ニ没、  
 伊與野 潮ハ田丁殘ナシ、家ニモ入レドモ不流、  
 田ノ浦 亡所、  
 小浦 亡所、  
 内ノ浦 亡所、

外ノ浦 亡所、

呼崎 亡所、

坂ノ下 亡所、山腹ノ家少殘ル、

宿毛 亡所、潮ハ和田ノ奥、或ハ牛ノ瀬川ヲ限ル、初ノ地

震ニ、士館炎車輪ノ如ニシテ、良久ク波上ニ浮沈

シ、後ハ悉ク土居ノ前ニ漂ヒケルガ、第三番ノ津浪

ニ沖ヘ流出テ、土居計殘ル、浦樺、宇薄、藻津、右悉

ク亡所、

右國中潮入在々所々、山迄打詰タル潮三分ノ一ハ、速ニ減

ジ、三分ノ二ハ定潮トナル、凡潮及ブ所ノ田島ハ、悉ク永荒

ト成リ、餓殍野ニ滿ントス、可悲々々、係リシコトハ往古ノ

様モ稀也、慶長九年ノ高潮ノコトヲ、阿闍利曉印カ記録ヲ以

テ推尋レバ、東灘ノ破損ハ、大體一般ニシテ、西郡ハ其事不

傳、但幡多郡佐賀ヘハ、此時ノ潮家  
迄入ル、此外ノ浦々云傳ナシ、

谷陵記後序、

予嘗官ニ遊四方、頗知ニ本邦之地理ニ焉、今也再周ニ流海濱、回

頭却怪レ入ニ異方、驛ニ馬行ニ々問津、馬僮熟視レ予曰、公稱ニ吏

遊、跨レ馬遶ニ郊外、不知ニ某郷某ニ浦ニ者何也、予默識良久、

漸認ト出昔ノ日之地方、拍ニ掌大息、顧ニ奴隸ニ曰、嗚呼哀哉、此

權ニ十月四日之厄ニ者也、從此至レ彼、曲灣抱ニ海潮、或洲渚渺

茫、白鷺群水鷗喧、故市井也、國家承平長久也、良賈富

農、閭閻撲地、不餘三寸步、大厦高堂勢起雲、長棟橫梁氣

吐虹、倉廩豐々、長望霜雪、今其安在乎、汝亦應レ記レ

之、其回視而不助予歎息何也、狂瀾沂山、怒濤鼓丘、

見ニ之咫尺、有驚有不驚者、蓋在下有レ意與無レ意乎昔今

之控引ニ耳、噫滄海茫茫、又復早晩爲桑田耶、有レ感乎

詩人谷陵之歎、聊取毫於客舍之下云、

寶永四年臘月日

奧宮正明識

公義差出之寫

一流家壹萬千百七拾軒、

內

壹軒

浦戶御殿、

四拾貳軒

御舟屋并役屋敷、

八拾九軒

浦々分一并御米藏

五千百拾七軒

番所共、

五千八百四拾六軒

鄉、

七拾五軒

浦、

一潰家四千八百六拾六軒、

寺社、

內

震災豫防調查報告第四十六號

甲

寶永四年

三二〇

五軒

御舟屋

五百六拾壹人

男

百七軒

侍屋敷

千貳百八拾參人

女

貳千貳拾貳軒

町屋

一過人九百貳拾六人

千九百九拾四軒

鄉

內

七百拾四軒

浦

八百九人

男

貳拾四軒

寺

百拾七人

女

一破損家千七百四拾貳軒、

一流失牛馬五百四拾貳疋、

內

內

三拾五軒

御舟屋

百六拾八疋

牛

拾貳軒

赤岡方野根迄御殿分

三百七拾四疋

馬

一、

一過牛六疋、

九拾三軒

侍屋敷

一流失米穀貳萬四千貳百四拾貳石、

千五百九拾八軒

民家

內

內

米 壹萬四千百八拾四石、

七拾七軒

町家、此外小破之分

粳 七千九百四拾石、

千五百貳拾三軒

家并殘無之、

麥 千九百九拾貳石、

四軒

鄉

大豆 百貳拾六石、

一死人千八百四拾四人、

寺社

一濡米穀壹萬六千七百六拾四石、

內

內

米 八千四百拾八石、

粃 八千貳百三拾壹石、

麥 百拾五石、

一流失

鹽 四百八拾石

茶 三百三拾九九、

鯉節 五拾萬八千節、

一流失并破損船、七百六拾八艘、

内

百七拾貳艘

百三拾六艘

四百六拾艘

一流失網、四百三拾九帖、

一浦々鹽燒道具、不殘流失、

一流失材木、五萬四千六百本、

一流失

保佐、六百八拾三艘荷、一艘十端帆積にして、

起炭、貳拾艘荷、

一損田、四萬五千百七拾石餘、

一片關川除堤破損、四千百九ヶ所、

一流失

板橋 百八拾八ヶ所、

筧 九百貳拾貳艘、

一同井流六拾七艘、

一亡所之浦、六拾三ヶ所、半亡所四ヶ所、(一カ)

一亡所之郷、四拾貳ヶ所、半亡所三拾貳ヶ所、

一湊、三ヶ所大破、

一山分之山崩、島作之雜穀、大分損失仕候、(方カ)

其外御國中往還道筋及大破、往來不自由之所、數ヶ所御

座候、以上、

○寶永四丁亥年十月四日、須崎地震之記、

一往古天武天皇の御宇、白鳳十二年甲申十月十四日大地震の

後、當國大潮入り、人家はいふに足らず、田地大半流失す

る由、古記に見ゆ、土作之國と言は、本領五拾貳萬三千七

百三拾八石也、今貳拾萬石餘となるは、彼白鳳の大潮に三

拾萬石餘流滅す、寶永四年迄、白鳳より壹千貳拾貳年に

成る、

一寶永四年丁亥十月四日、巳之上刻より大地震起りける、今

日天氣晴朗、暖氣にて諸人單物帷子を着す、其騒動言ばに

も不及、坤軸碎けけるとは、只此時也、如何成丈夫達者た

りとも、一足も歩行ならず、山々の崩ける土烟、四方に渡

り、忽闇夜の如くにして、稍、暫く方角を失ひ、男女老若貴賤僧俗とも、正氣を失ひ啼さけぶ有様、魂魄はいづれの所に留らずや、大地割れ、底より潮水湧出る、人家倒れ或崩れ、無難に在る家は一軒もなし、山里の貴賤、家業の爲、山へ行ける所に、此難に逢ひ、崩るる岩におされ死するもの、數を知らず、扱末の上刻より、大潮溢れ入、人家悉く流れ、死人桴を組が如し、牛馬猫犬等、皆々死す、諸人山に逃上り、危急の死を遁るるもあり、親兄弟足下に流れ死すれども、敢て助くるに力不及、人倫の道忽に滅す、道を守るも法を立るも、たゞ靜謐の時に極れり、誰か爲に啼ともなく、山谷に響わたり、鳴動する有様、筆端にいとまわらず、晝夜入來る事、明る五日の曉まで十二度往來する、戌刻より潮不來、但洲崎を三里沖にある石が巽より沖は、海上隨分靜也、是より内大に動く、予山の嶺より海上を詠め居けるに、戸島と長者の渡間へかけ、潮盡く干附き、暫の間沼と成る、此所へ小船に人乗流れきたりけるが、壹人船より下りて沼に入ると見へしが、行着きは見へず、殘る壹人は船に有るよと見へつるが否、大潮入來り、右の船行方見へず成にけり、其後其人を聞けば、新町の何某、壹人は須崎浦惠美須屋佐五衛門にて有つるよし、此時に當て、財産器

寶悉く流失する、すさまじきも哀も悲きも、只此時に極りぬ、

一此地震、五畿内、東は豆州箱根を限り、攝州、紀伊等の海邊は大潮入る、九州の内も、東西を請たる國大潮入、四國の内阿州、當國、○土専ら潮高く騰る、

一當國の内、種崎より宿毛までの内浦に大潮入、赤岡邊より上分灘手は、少々宛入る所も有り、

一須崎浦へ入來る潮、半山川筋は下郷の内天神の上之四五丁潮上る、多野郷は賀茂宮の前まで入、吾井郷は爲貞と言所まで入れる、右皆々川に付て鹽溢れ入、土崎は在家皆々流失す、押岡神田は土崎續きの在家少々流失、他之内村在家障なし、追加、此時他之内に不限、過米財寶を拾ひ取、俄に徳付由聞傳る、以後元へもどるか皆々難儀する、

一須崎浦、死人四百餘人、ケ様に流失する所の謂を尋るに、他々出る堀川の橋、地震に落ける所へ、潮先入來り、渡る便無之、悉く堀川へ打入れられ、大半死す、尤水練をよくする者か、或は天運に叶ひたる輩は、たまく死を遁る、追加、此堀川

橋地震に落ければ、渡る事は成候へども、川下より船潮に奥へ込入、橋悉く池へ流入る、後世の君子、此川を埋められ、先年の通り二ツ石へ堀川明き申様に成候へば、時變に助と成申、此川を埋め申時は、新田畑余程出來申様、左候へば御工物、餘計の違にては無之様に相見申候、

一此時流たる在家の人々、山野に居けれども、所縁由緒を求め、不流人家を頼み、急難飢寒を免れ、目も當られぬ計也、



一大潮に家財器物衣服等を流し候家を、不流在家の者共是を悦び、理不盡に拾ひ取、人の愁ひを不顧、賊類同事の有様、公義へ聞へ、所の庄屋年寄にも被仰付、急度穿鑿させ、銘々へ遣す、然ども隠置不出族多きに付、面々在家に込入、斷なしに家内を探す、古來より入魂知音たりといへども、其譯を忘却し、卑劣尾籠の高聲を出し、人倫五常の道を打破し、口論鬪論(諍カ)に及ぶ體たらく、冷敷も又淺間敷、哀はかなき有様は、只人道の境界ともおもわれぬ、是非なき浮世此時にとどまれり、

一岩永より門屋坂迄の間、往還　と成、或道筋潰れ、往來不成に付、鳥越坂の峠より、他の内村へ横道を通り、下分村岡本へ越す笹が峠と云古道を往還の道として、門屋山際道となる、諸役人の送番所も、他の内村當分有之、送夫のもの共、爰に詰る、無程午の秋、今在家町本番所に歸る、追加、大潮前は、大間より原町古倉一灘道有、多人の旅人、此道を往還して、原町邊賑々敷處、右大潮二道潰れ、其以後進造る人茂無之候、右道之施主は、原町の何某とやら申者、多年思ひ付、壹人の勢力を以て拵へ、諸人を自由させ申由、今も潮干の時難道通るもの有今少し夫を入、昔の通りにたし度ものなり、

一池水の中に、死人筏を組たる如く有之、尤衣服等か何ぞ見知べき覺の有る族は、是を尋ね便とせり、さもなきものは、譬へ父母兄弟成共、面影替り果、却て恐敷體と成けれ

ば、可求便なきとも、何をか印に是を尋んと、街道に啼さけぶ者多けれども、其詮もなし、池の中に浮沈む死骸、鳶鳥是をそこなふ有様は、何たる地獄に是をくらべんや、目もあてられぬ次第也、依之

公義よりの仰に隨ひ、穢多村かりやの後に、長さ數十間ばかりの大穴を、二行に掘り、此穴に取入、土に埋む、いかに時節と言ながら、扱々悲敷口惜く、何たる世にか成ゆかんと、心を痛めぬはなし、

一流たる者共、即餓に及に付、御公儀より御救役を被定、所所に被遣、御救米を賜ふ、男に三合、女に二合、日數三十日、或四五十日の間、面々家業に取付まで被下、尤小屋掛材木等、手寄の山に而被下、

一須崎浦より下浦々御救役、　田中善八

是は無足の新扈從也、此時の勤功ニ付、同年十二月十六日、新知貳百石被下、小仕置ニ被仰付、後々田中賢太夫と號、又知行加増有り、五百石ニ成り、御仕置被仰付、

一此大變に付、諸人の心不落付、明日をしらぬ命と、路頭に迷ふ折柄なれば、非道の溢れ者、盜賊の族、可有之と御詮義之上は役人に、

朝比奈忠藏  
(勤功第九)  
是も無足の新扈從也、此時の舟方官一を以、同年新知貳百石被下、小仕置被仰付、無程知行加増五百石賜り、其後又加増千石、中老と成、

一此時盜賊溢れ、諸人を惱さん事を、上御愁被爲成、右忠藏

震災豫防調査報告第四十六號

甲

を守護役に被仰付、其上在所年寄の郷士に仰せて、晝夜廻番して、賊盜を慎む、

一 此時の帝は 東山院

一 將軍は 源吉宗公

是は紀伊中納言、紀伊の守衛也、時に將軍家綱公御子無之、御養子ニ成らせ玉ふ、享保元丙申八月十三日、正二位内大臣右近衛大將征夷大將軍に任ぜらる、

一 當國大守 龍泉院 鐵心と諡す、 松平土佐守豊隆公

宿毛住七千石 山内藏人

一 御奉行三人 安喜住千石 五藤外記

城下住千石 山内主馬

是主馬、侍中間婚禮之儀ニ付、無念有之、譯不立、知行被召上、城下の東山北へ蟄居、跡式全弟ニ被下、家老職無相違、今の山内大藏是なり、然ニ享保七年壬寅八月ニ、歸參被仰付、太守豊常公、御幼稚ニ付、御守ニ被仰付、江府へ御供、於彼地病死、當代の 太守豊敷公御實父也、

一 郡奉行、

一 浦奉行、

一 須崎浦庄屋、

太次右衛門

一 同年寄 今在家分也、後不動、海部屋 勘之丞

一 同濱分同 助九郎

一 同原町同 與八郎

一 此大變ニ付、太守様御參勤不相成、江府へ御斷被仰上御

使者、 山内主馬

右江戸江御書附、

一流家壹萬千七百七拾軒、

一 潰家四千八百六拾六軒、

一 破損家千七百四拾貳軒、

一 死人千八百四拾四人、

一 失人九百貳拾六人、

一流死牛馬五百四拾貳疋、

一流失米穀貳萬四千貳百四拾貳石、

一 濡米穀壹萬六千七百六拾四石、

一手船百七拾貳艘、

一 商船百三拾六艘、

一 損田四萬五千七百七拾石餘、

依右御願相叶、御參勤壹ヶ年御赦免、

一 此大千世界を、浮島が原と言傳へし事明らか也、大地震の後、安喜郡津呂室津の湊、地形上る也、先年大船荷積ミても入津自由成所、大變の後、荷積大船入事不成、此湊、石の切抜ニ而、底まで石成故、泥土に埋ると云事なし、然者地形上りたる證據分明也、

一 今在家町の事、大變前は二つ石より沖の方十五六間、町並

なれども、大潮に地崩れ、海貳百間餘地方へ寄り、町に不相成故、只今の處へ町割被仰付、面々住居す、

大變より前は、大橋通りの横町南側に並町有之、人家なし、橋の詰め東の方、今の谷屋の邊に、加助と云者壹人居る、此谷屋と申酒屋、後續して今は池吉屋といふ、

一大變より前は、大橋の北兩方共、人家無之、東の方並松、今の畠の所、皆芝原也、中頃高知の北山田の内須衛と言所の百性十藏といふ者、(地カ)池を作式に申請、是を手作にせんが爲、糺の宮の前東の芝原に、家を建て居る、變以後は、是も故郷へ歸る、

一今在家町、今の町筋二ツ石より宮原へ續き、大木の松林にて、日當らず物くらき所にて、小兒共は恐れ、壹人往來せず、右の松原の跡、只今の町並也、依之今の町の後の畑に成たる所、皆々芝原にて、糺の名所也、大變の後作目と成る、

一寶永五己丑年十月、町割有、町割役人御免方、諏訪半兵衛、追加二ツ石裏に少の岩、小路の脇に有之、大變に地形ほれ崩れ、大岩二ツ出る、則今の二ツ石也、變前は人家の

一西今在家町、先年の町より十間計山の方へ寄る、西の町はづれ五郎右衛門屋敷は、今の傳助親なり、今の川向ひ中カ洲の也、紺屋安右衛門、今のかどの彌五平親也、與二兵衛、今の與三兵衛親なり、前に井戸ありけるが、只今の川向ひの邊に、其井、此前方見へたり、

右之條々、差當り無用の儀に候へ共、自然先規の事入用之時之爲、我等憶に、覺之儘記置也、

寶永津浪溺死塚 高岡郡須崎

此塚は、昔寶永四年丁亥十月四日、大地震して津浪起り、須崎の地にて四百餘人溺死し、池の面に流れ寄り、筏を組が如くなるを、池の南路に長き穴を二行に掘り、死骸を集め埋め有しを、今度百五十年忌の吊に、此所に改葬するもの也、其事を營んとする折しも、安政初のとし甲寅十一月五日に大震して、海盜しけるが、昔の事を傳聞、且記録もあれば、人々思ひ當りて、我先にと山林に逃登りければ、昔の如く人の損じは無かりしなり、只其中に船に乗沖に出んとして、逆巻浪に覆され、三拾餘人死したり、いたまじき事也、何なれば衆に洩れて斯はせしといふに、昔語りの中に、山に登り落かゝる石に打れ死し、沖に出たるもの恙なく歸りしと云事の有を、聞誤、したゝめしもの也、はやく出で沖にあるはしらず、此時に當りて船出するは危かるべし、戒しむべき事にこそ、將昔の人は、地震すればとて、津浪のくるを辨へず、浪の高く入來るを見るよりして逃出たれば、後れてかくのごとき難に逢へり、哀にもまた悲まざらんや、地震すれば津浪は起るものと思ひて、油断はすまじきこと也、されど震り出すや

寶永四年

否、浪の入るにもあらず、少しの隙は有ものなれば、震の様を見計ひ、喰物衣類の用意して、扱石の落ざる高き所を撰びてのがるべし、されども高山の頂まで登るには及ばず、今度の浪も古市神母の邊は、屋舗の内へも入らず、昔は伊勢が松にて數人助かりしといへば、津浪とてさのみ高きものにもあらず、是等百五拾年以來、二度までの例しなれば、考にもなるべきなり、今度此營を成の印、且後世斯る折に逢ん人の心得にもなれかしと、衆議して、石を立、其事を記さんことを予に乞ふ、依而其あらましを擧て、爲に書付るもの也、

安政三年<sup>丙辰</sup>十月四日

古屋尉助識

〔弘列筆記〕一名萬變記、土佐國郡書類從所載、

一寶永四年十月四日、朝より風少もふかず、一天晴渡りて雲見え、其暑きこと極暑の如く、未刻ばかり、東南の方おびたゞしく鳴て、大地ふるひいづ、其ゆりわたる事、天地も一ツに成かとおもはる、大地二三尺に割、水涌出、山崩、人家潰事、將棊倒を見るが如し、諸人廣場に走り出る、五人七人手に手を取組といへども、うつぶしに倒れ、三四間の内を轉ばし、あるひはのけに成、又うつぶしになりて、にげ走る事たやすからず、半時ばかり大ゆりありて、暫止る、此間に男女氣を失ふもの數しらず、又暫くしてゆり出

し、やみてはゆる、幾度といふ限なし、凡一時の内六七度ゆり、やまりたる間も、筏に乗たるごとくにて、大地定らず、われさけたる所より、泥水わき出、世界も今沈む様にぞ覺ゆ、其時<sup>(後カ)</sup>半時計あつて、沖より大波押入ると聲々に呼はり、上を下へとかへし、近邊の山に逃上る、たゞ前後辨るものなし、此外在々浦々まで、かくの如し、又逃行うちに入り、御城下廻り、堤不殘打こえ押切、大潮入込み、西は小高坂井口、北は萬々久萬、秦泉寺、薊野、一宮、布師田、東は介良、大津の山の根まで、一面の海となる、大浪打事都合六七度、其浪の高さ五六丈もあるべきや、されども西孕の山にて波をふせぎぬれば、御城下の方は大浪不入、大潮うつまきおしこむばかりなり、其外海濱の在々、同時に大浪打入り、其破損左に記目錄の如し、其日もくれになれど、入込たる潮不引、其うつまき、早き事矢の如し、又地震止事なく、人々生たる心地するものなし、此時、國守より海邊の山々へ貝役を遣はされ、沖より大浪見ゆる時は、同時に貝<sup>(吹脱カ)</sup>をたて告知らすべきとの事なり、五六日の内は、貴賤山籠りし、あるひは高き岡にあれども、しばしの間も安き心はなし、浦戸、御疊瀬は後に山あるゆるゑ、死人鮮し、種崎の濱

は、死人最多し、浪入數度の内、初度二度めは強からず、三度目の浪高サ七八丈ばかり、此浪に磯崎御殿不殘流失す、まことに時移り事去り、世は定めなきとはいひながら、今まで平らかなる波、暫しのうちに起りて、彼御殿をはじめ、所々民家に至るまで、暫時の内によりたふしおこ流し、算を亂すごとくに、數百の男女老若、波にもまれ、あるひは大海へおしながされ、あるひは磯へよるといへども、巖岨々としてあげべき便りなく、又木屑にとりつき、磯近くなれば、聲あげてたすからんことを乞ふ、あるひは濱邊のもの、網なんぞ取集めて投かけ、おもひ／＼に助るもあり、また運命つたなきものは、引汐にゆられ流れ、あるひは五臺山、吸江、薊野、秦泉寺の磯にあがるもあり、されども親は子にはなれ、子はあがれども、親はなく、又家あれども住人なく、人あれども家宅なし、此時にいたりて、國中の難義たどふるものなし、此時、國守より御侍數十人、東西へ遣はされ、其最寄々々にて、諸民の飢を救はせらる、また種崎濱の死人、地震の後廿日許、聲空にのこり、雨夜などには、數百人の聲してたすけ給へと呼ぶ、聞くもの魂を失はざるものなし、此地震は城下廻り六七里がうち、大地七八尺許ゆりさけ低くなり、津呂、室津の邊は、

又七八尺も爾來よりゆりあげ、高く成る、これより津呂の港、船出入不成、通路不自由なる故、急に御普請ありしかど、もとの如くならず、此後、此港船の出入不自由に成じなり、同九日、十日に至りて、潮引浪も靜かに成て、山々に籠りたるもの、夫々家にかへりて住居す、此ころ、大門筋帶屋町下より一丁二丁の内、唐網あるひはすくひあみにて、海魚數多とりし也、また愛宕山の麓にては、鯖、鱸、王餘魚など、夥敷とりしと云、但此月の末まで地震止す、日中七八度、夜へかけては二十度にも及ぶ事毎日なり、大地ゆらつきて定まらざる事、前に同じ、ゆり出さんとする時は、かならず大筒を側にて打如く、夥しく鳴渡るなり、此地震、日本國中殘る處なし、但京都は少し、東海道筋は大抵尤破損多し、九州路少々破損あり、四國甚しう、其内土佐、中にも大破なり、外にも津浪入、死人過分の所も有と云、

## 破損覺、

一流家壹萬千百七拾軒、

右之内

壹軒

四拾貳軒

八拾九軒

浦戸御殿、

御船屋并役家共、  
イ數

浦々分一家御藏、番所共、

震災豫防調查報告第四十六號

甲

七拾五軒

寺社、

壹萬九百六拾參軒

民家、

內五千百拾七軒

鄉、

五千八百四拾六軒

浦、

一潰家四千八百六拾三軒、

右之內

五軒

御船家、

百七軒

御侍中屋式、

四千七百三十軒

民家、

內

二千二十二軒

町、

千九百九十四軒

鄉、

七百拾四軒

浦、

二十四軒

寺、

一破損家千七百四十貳軒、

右之內

三十五軒

御船藏、

十二軒

御殿并分一家、但從赤岡野根迄道筋等共、

九十三軒

御侍屋布、

四軒

堂社、

千五百九十八軒

民家、

內

七十五軒

町、

但此外小破、家並殘無之、

（千五百二拾三軒

鄉、

一死人千八百四十四人、

內五百六十一人男、千二百八十三人女、

一過人九百二十六人、

內八百九人男、百拾七人女、

一流失牛馬五百四十二疋、

內百六十八疋牛、三百七十四疋馬、

一過牛六疋、

一流失米穀貳萬四千二百四十二石、

右之內

壹萬四千八百八十四石

米、

七千九百四十石

粳、

千九百九十二石

麥、

百二十六石

大豆、

一濡米穀壹萬六千七百六十四石、

右之內

- |                             |                                  |
|-----------------------------|----------------------------------|
| 八千四百拾八石                     | 米、                               |
| 八千貳百三十壹石                    | 粃、                               |
| 百拾五石                        | 麥、                               |
| 一流失鹽四百八拾六俵、                 |                                  |
| 一同茶三百三十九、                   |                                  |
| 一同纏節五十萬八千節、                 |                                  |
| 一同破損船七百六十八艘、                |                                  |
| 右之内                         |                                  |
| 百七拾貳艘                       | 御手船、                             |
| 百三十六艘                       | 賣船、并 <small>○以下、本書ニ缺ケタリ、</small> |
| 四百六十四艘                      | 漁船共艀共、                           |
| 一流失網四百三十九張、                 |                                  |
| 一同浦々鹽燒道具不殘、                 |                                  |
| 一同材木五萬四千六百本、                |                                  |
| 一同保佐松節共六百八十三艘荷、但十端帆積之積荷ニシテ、 |                                  |
| 一同起炭貳拾艘、但右同斷、               |                                  |
| 一損田四萬五千七百七十石餘、              |                                  |
| 一堰川除、堤破損四千九百九ヶ所、            |                                  |
| 一流失板橋百八十八ヶ所、                |                                  |
| 一算九百九十二艘、                   |                                  |

一井流六十七艘、

一亡所之浦百三ヶ所、  
内 四十二ヶ所 郷、  
 六十一ヶ所 浦、

一半亡所三十六ヶ所、  
内 三十二ヶ所 郷、  
 四ヶ所 浦、

一山分山崩畑作雜穀、過分損失、積不知、

一港三ヶ所大破、

一御國中往還之道筋及大破、往來不自由之所、數ヶ所、

右破損爲御注進、江戸表へ御奉行山内主馬殿被遣之、

一寶永五年子正月四日より、山田橋より石淵迄の内、往還御普請出來す、比島より山田橋までは、大道分繕ひ、鹽田橋の詰より比島の人家までの堤は、新に築成して潮留す、地震は、此比までゆるること毎日なり、

一同五月、梅雨常の年の如く降り、其内二日三日ならず、六月六日晚景より大雨夥敷ふり出して、七月末まで三月の間、雨不止、又其うち雨ふらぬ日もあれど、空はれず、此間東國は夥敷日でのよし、また去年以來地震、此雨に至りてやすらふ、ゆぶつきし地もかたまりて、動く事なし、漸安堵の思ひをなせり、

(谷陵記)

天武天皇白鳳十三年十月十四日ノ夜、地震夥シク、當國ノ田苑五十餘萬頃、海底ニ没シタル由、日本紀ニ見エテ、東寺ノ崎ヨリ足摺ノ崎マデノ海灣ハ、往昔ノ田畠ニシテ、白鳳以來ノ海也ト、國俗ノ傳稱喧ト云ヘドモ、未詳其實矣、トニカク此度ノ大變ハ、當國ニ在テハ前代未曾有ノ事ナルベシ、扱モ今年ハイカナル氣運ゾヤ、地震冬ヲ終テ未息、去ル八月十九日大風雨ノ後ヨリ、諸木花開キ、偏ニ春ノ如シ、秋毎ニ風雨スレバ、必花サクコト珍シカラズト云ヘドモ、十月四日ヲ過テ、彌草木生カヘリ、山ニハ楊梅實ヲ結ビ、野ニハ筍生出ルコト夏ニ齊シ、斯ノ如ンバ、孟仁ガ孝感モ見ニ至ヌ、(足ヅカ)鄙人ノ叶ハヌタトヘニハ、師走ノ楊梅也ト談笑セシモ、興サメ顔ナリ、

〔温故年表〕史料編纂掛  
豊後採訪本、

寶永四年亥十月四日、未ノ上刻大地震アリ、半時計過テ山潮湧キ出デ津浪、大地如レ覆カ鳴動ス、祇園洲海添町家共ニ床上ヨリ潮高サ三四尺餘、海添川鑪河内南津留荒田川北津留北ノ川末廣草道邊、潮溢テ溺死者不知員、船乘リ船島逃退者溺死ス、掛町平七母下女一人、全清兵衛下女一人、全町市右衛門妻、全町清八妻、全町又右衛門妻等六人、横町吉兵衛母、全人妻、全娘二人等四人、掛町問屋勘兵衛、客船、肥後領一尺屋利

右衛門船三人乗破船、旅二人、府内ノ商人佐伯商人、合テ十五人、船島ニテ溺死ス、

右ニ付、以來地震之節、船ニ而立退候義、停止被仰付、

同日午ノ下刻大地震、五畿内、南海道、西海道、三州、遠州、攝州、海濱、津浪ニ而打崩シ、大地烈テ海如レ泥、鳴動潮湧來事如レ矢、從レ山高溢、溺死人不知員、海上大小ノ船共破船、人夥ク死ス、東國北國ハ共ニ輕シ、

〔日向雜記〕

寶永四亥年十月四日、未刻カ地震、其後津浪、村々潰家五十貳軒、土々呂市振、波にとられ、家跡海に成、深さ壹丈、永荒高貳石八斗餘、板田橋大破に及候、破船十艘、死人八人、牛馬七疋、右之外家財衣服等流失、難盡筆、

大日本地震史料 卷之七 終